特 12
159

南部櫻堀川夜討

說作者 三遊亭圓生
作者 大耕生
三遊亭圓橘 校訂

金櫻堂藏版

名伶三十六住撰

撰

堀河夜討

作者

文耕堂
三好松洛

金撰堂藏

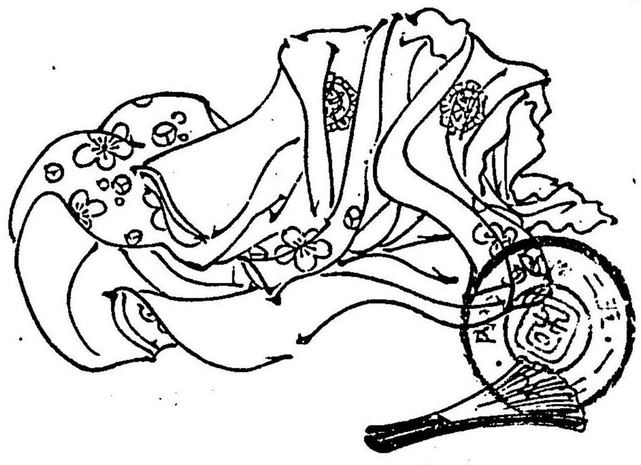

特12
159

御所櫻堀川夜討

作者　文耕堂
三好松洛

御所櫻

恩ハ春のごとく威ハ虎のごとく、訓ハ父のごとく愛ハ母のごとしと、李殿を諫ひし史氏の詞、今此時ゑ當れる哉、六十余州の惣追補使、右大將頼朝卿、仇を討と雖上一點の雪のごとく、流れをたゝす氏の再興、世ハうごなき錦食御所威權四海ゑ義形せり、されゞ兄ゑ宜く、弟ゑ宜しうして國人を敬といふ、ほ舍弟九郎判官義經を都ゑすへおき、兄弟東西ゑ立別れ民を撫育ましませゞ、ほ中水魚のごとく成べきゑ、月明らかなりといへ共光りを雲の覆ふがごとく、梶原父子がさゝへゑよつて忽ほ中興越とへだゝり、穏ならぬ世の聞へ万民、しん意を腦せり、重て討手を上さ

るべしと召よよつて在鎌倉の諸大名、問住所の廣庇に相つむれば、頼朝仰出さるゝゝ、扨も義經色よ溺れ酒よ長し、禁裏の勤をおこたり我儘の行跡あまつさへ、たいらのときの忠の餌よ押成、平家の連判狀頼朝みやうず、鎌倉へ下せと再三いひやれ共、とかく事よよせ隱し置心ていゝ、景時がヤよたがいを一定叛逆よ極つたり、所存有ゝ名をさいて誰參れと下知いせず、覺有ん者討手よ上り義經が首取て、高名せよ恩賞せんとの給へ共、恐ろし〳〵、摩利支天の再來といふ判官殿の御討手、我〻が力よ及ゝずと目を見合する斗よて、誰上らんといふ人おし、こらへ兼て梶原平三景時進み出、ケ樣の時のは役よ立られん爲、身よ過たる莫大の所領を給ゝりながら、名をさいて誰參れとは聞なきゝ、恐れおがらいかなるは所存お請ヤさぬ旁、一〻見知置此返報の時節待れよとねめ廻し、人迄もおし平次景高、汝討手よ罷上りは心を安め奉れ、畏て領掌す、末座よひひし藤谷土佐坊昌俊おむ三寶、きやつを討手よ上せてゝ、義經公のは大事と分別し、は訴訟〳〵と聲をかけ、は座よ向ひは兄弟のは中とヤ歷〻さへ口をつむぎ給ふよ、我等式のは討手とヤすゝ憚りおがら、某罷登りは首を給ゝらん去おがら、事あたらしきヤ事なれ共木曾の强敵、平家の大軍を一時よ責亡し給ひしゝ、君の武威全き故とゝヤせ共、一ッゝ義經公は身を捨てのは働き、酒宴遊興よ溺れ給ふゝ、實ゝは年若き故より〳〵は諫言をくゝへ玉ゝゝ、直らせ給ゝてひべきか、又たいらのときたゝの聖よ押成給ふ事、尤彼時忠平家の何某とゝヤせ共降參を聞請命を助置るゝ上ゝ、娘を召るゝ程の事ゝさしてはあやまり共ヤされず、おかんつくへいけ一味の連判狀と云せも立ず、平三景時、ヤヤ詞多し昌俊判官殿の叛逆事極つて評定の上仰付らるゝ討手、は遥ゝ何と聞、其咎をゝらためるよ、和殿ふせいゝ頼ゝずと一口よいひけせば、居尺高よ成是梶原殿、其

評定の衆い誰ゝ、其人こそ心得ぬ、かくいふ昌俊い金王丸の昔より累代源氏の御家人、鎌倉殿も主、判官殿も主、主命ゝよつて主の討手大ていで向いるべきか、、、共詞でゑれた〳〵、はる〳〵都へ上つても賊らしく言譯を聞ぺ、首を給いる迄もおく素手ふつてかへるいゑれた事、いやたゞ討手い景高ゝ仰付らるべしと、遮つてゆせぺひざ立直し、あらぬ事〳〵、昌俊が望かゝつていかうがしやりゝ成ても、余人い上さぬ義經の心遣い此昌俊が給いる、和殿ゑかと取べきか、くどい〳〵、へゝ、あつぱれの忠臣、然らぺ君、の御心を休むる爲、一紙の起請文遂背い有まい、ヤア景高君ゝかいつて文言を望へし、誰か有熊野の牛王硯を昌俊ゝ參らせよと、のつひきあらぬ手づめゝ成、よし〳〵誓詞い書とても神い非禮を請給いず、我一命を忠義ゝかへ都ゝ上つて義經の心爲あしくいはからいしとちつ共、辭退の色目なく、景高が望ゝ任せ筆ふつ取てさら〳〵と、一紙の起請

かく斗、つゝゑんでゆす起證文の事、上い梵天帝釋四大天王、ゑんま法王五道の冥官、泰山府君下界の地ゝい伊勢天照大神を始奉り、伊豆箱根富士淺間、熊野三所金峯山、鎌倉の鎮守、鶴が岡の正八幡大菩薩、氷川鳥越根津權現、惣じて日本の大小の神祇冥道請じ驚し、奉る、殊ゝい氏の神まつたく、昌俊討手ゝ上り、義經の心首を給いらずんぺ、かぺねを堀川の心所ゝうづみ、再び鎌倉へ歸るべからず此事僞り有ゝおいてい此、誓言の心罰を蒙り來世い阿鼻大地獄ゝ墮罪せられん者あり、よつて起證文かくのことし、文治元年今月今日昌俊と、筆をふるふて書たるい身の毛も、よだつ斗ゝ、賴朝御機嫌なゝめあらず、賴もしき土佐坊が心底たとへ都の土と成共、子々孫々の末迄、所領をあゑへいさゝか疎略有まじ、平次景高も一所ゝ上り心を合せ、義經に出逢二ヶ條の非義をたゞし越度ゝ極らぺ努〳〵いたいるべからずかくいいゞ人ゝの我を情なしとや思ふら

ん、叛逆野心有者ハ兄弟とてもゆるさじと、我より手本を顯して、下万民よおしゆる事、源氏の威光長久の印ぞかし。時日を移さずうつ立べしと、沙汰こまやかよは錠有籠中よ入給ふ、治極つて乱よ入乱極つてうごきあき、賑ふ民の鎌倉山、嶺よ立木や這草も隙ひあぴかぬ方もおし、鎌倉殿の錠意を受、直ようつ立土佐坊昌俊、梶原平次景高、上使の威勢かさ高よ路次の行烈美を盡し夜を日よついで東かい道、いせぢも跡よみおロや、石部の宿の本陣に泊り、賑ふ勝手の混雜料理拵へまおいたの、音もてきてき亭主が馳走、手をつくしてそもておしける、相役といひ心へだてぬ昌俊景高、家來番場の忠太諸共打くつろいで奥座敷、勞をはらす折ころあれ、取次の侍罷出、たいらの時忠樣、家來鮫島織人を召つれられ、喩よは迎おされたる旨、通しヤさんやと伺へば、昌俊聞て眉をえんめ、是さ景高、此度我君判官殿よ御咎は則時忠父子の義おるよ、其時忠是へ參られしといいぶかしゝ、不審尤、彼ときたゝ卿とい、某兼て懇意の中、折入て願む子細先達てあらましヤ遣せ共、出合ハ幸貴殿よも引合せ、打寄て内談せん、それ〳〵忠太案内せよ、是へ通せといふよえたがひ立て行、さときー昌俊詞のはし〳〵聞取て、何かハえらす内談とあれぴ聞内、えかし旅つかれか何とやらえきりよ心地あしけれぴ、座よつらなる事思ひもよらず、貴殿が樣子を聞るれぴ某があふたも同然、無躾おがら病氣の事御容敕有、暫く次よて養生せん。委細ハ後刻承らんと、障子押明入よけり、忠太が案内よ打つれて、時忠主從えづ〳〵と席よつき、先達て書狀よ言越るゝ趣、他聞を憚る密事あれぴ、上着なき内とくと内談いたさん爲參つたりとの給へぴ、是ハ〳〵ハ苦勞千萬、此度鎌倉殿のハ疑ひ、誠判官よ別心なくぴ預置れし廻文を差上、貴卿ハ父子の首討て渡されよとのハ錠、某承るといへ共、疎略よおらぬ貴卿のハ事、ハ命よつゝがなきやうと存

る某が一分別、義經か手ゝ有彼廻文喰ゝ奪ひ取て給ゝらべ、夫を越度ゝ
せめ付て、義經ゝ腹きらせ、貴卿は父子のは命ゝ、此梶原が受合て助る所
存とそやしかくれべ、それこそ手前が願ふ所、義經が滅亡せべ、日比某
が心をかくる靜も去せんと手ゝ入道理、召つれし此鮫島藏人ゝ忍びの
名人、主從心を合す程おらべ、廻文ゝおろか龍の腮の珠成共、奪ひ取て渡
すべしと、額と額ひ摺合斗密々咄、障子の透間ゝ昌俊が見る共聞共去ら
べこそ、梶原主從猶すり寄、去かし大切成廻文中々輙奪れさし但手かゝ
り手だても有や、其義ゝちつ共氣遣ひ遊べさるゝお、案内去つたる此
藏人、盜出すゝ明六日のうしみつ比、は所の高塀見こしの松をめ印ゝ忍
んで待れゝ忠太殿、相圖の詞ゝてつちから番かといゝゞ、合点忠と答
て受とらん、それゝ〳〵と互ゝうおづきあふみちや、深き工の湖もも
すなぬかるお、同道そるもわぶお物時忠卿ゝおさきへでざれ、てつちゝ

勢田へ廻り道、跡見ぬ顔去らぬ顔、けぢられぬやう合点かと、互の契約釘
錆念ゝ根つきの石部の宿別れて、こそゝ「かゝる世や昔ゝ平家の小員君
今ゝ源氏の大將を聟ゝ取たる身の威勢、平の朝臣時忠卿、譜代の家の子
鮫島藏人秀氏一人めしつれて、巧もふかき堀川の大下馬先ゝさしかゝ
り、〳〵藏人兼約のごとく梶原の郎等番場の忠太が來りおべ、日比の大望
必今宵ゝ過されぢ、手筈を違へおけどられおと主從囁やき合、は門外ゝ
立寄て、判官殿へ火急ゝ入べき子細有、たいらの時忠推參といひ入れ
べ、門番の侍飛てれゞ貫木扉くゝつたりひしめき海老錠の腰折かゞめ
出向ひ、夜更てのは出何共ゞ兼ひへ共、折わしき主人の他行と聞もあへ
ずイヤサ皆迄ゞお、鎧義經某が娘卿の君ゝ懷妊せしとて、此方へ戻し賣、毎日
毎晩九條の里ゝ遊興と聞、異見の爲ゝ來りたれべ、たとへ明日迄相待共、
對面せずんば有べかちぢと、鮫鵜諸共入給へべ跡ゝは門もぢめやかゝ、

拍子木の音いちはやく更行空のかげさへて、衆星北よ棋し、明方ちかき白壁よりつる姿ハ陰法師か、それかあらぬか、見上る斗の大男、頭も足も眞黒よつゝむ人目のせき拂ひ、相圖と思しく築地の上よ、鮫島藏人顯れ出、番と一聲呼かくれば忠と答る相詞、扨ハ番場の忠太殿か、刻限遲へず能ぞお出、首尾よふ廻文盜み出した、お渡しヲと一卷を、包ふくさの錦さへ問ハあやなやうき思ひ、請取かへる向ふより同し出立の黒裝束よて、又よつこりと出來り、番といへ共以前の忍び忠共答をすりぬけるを、扨こそ曲者ごさんあれと道をさへぎりぬき討よ弓手の肩先き切あがらかいくゝり拔身をもぎ捨逃行を後だきよ、えつかと組ば、藏人すかさずひらりと飛をり敵か味方かくらさハくらし、後よ來りし侍か兩足かいてのめらせば、命加あておひの忍び回文大事と逃て行、跡よハ兩人組合捻合、四つ手よ成て互の頭巾と頬かぶりよ、一度よ手をかけひつたくつて顔見合せ、ヱ、ィ藏人か、ヤア忠太かこりやどうえやと、奥を鮫島うろたへ廻れば、イヤサ是盜取た回文ハさ、あんと、ゝ問も語も氣ハいらだてさされば、紛者の心ハ付ず、今のやつよ竊られたの無念〳〵、程ハ行まじ追かけんと二人つれ行取なりハ、あほう鳥のかあ〳〵と夜ハ明、渡る「戀をする身ハいよだてらしや、おもしろむくよ染小袖裾吹かへす朝風よ、もまれもまるゝはぎの露、コレ節廓と違ふて四角四面あ屋敷の内で、あの風流あ哥と三味、てんとたまらぬ道中姿かあいらしいとだき付給ハ、ヱ、えんき御所の女中方の見さんして、我君を手よ入じまんと思ハんす所もきの毒と、びんとするがの次郎がひつ取、申共おきづかひあされますあ、卿の君樣ハ御懷妊ゆへお里歸り、それでおまへを根びきよして今日のおやかた入、やりて禿もつれられぬが一趣向、はやお忘れなされしかと、心を付れば、チット說たけふ某やりてのおよし、つねとハ違ふて小ウまかいとり

ちよこ〳〵と、ナ太夫さんゑ、それでこそやり手じや、扨是から拙者めが禿の役を仕る、眠らぬをとりへよかさ高おいて了簡われと、いへば静もおかしさよ、禿のはれい言が第一ていよ、ナヲもふ、それが禿でおいと打こまれてそふじや、奴の返事と取違へた、ナヲ〳〵女房達、静様の花のお入お盃を持参あれ、と呼れくるいに品かわり島田からがい髪長お女中方てうし島臺取揃へに前よ出、ロ去うと時忠さま、夜前よりは出有てお待、并、ロ對面もやと親へば、ナ夫て聞へた、最前の一ふしも時忠殿を汝らが慰よお、我等よ逢たいとい、廓通ひをやめよせよと例の異見うるさし〳〵、ナヲ静此程いあげや〳〵の聘をよ全盛の大酒盛、そこをとんと氣をかへて、おのかたくろしい姫共を相手よするも面白かろ、呑でさゑや〳〵、禿よ早ふ酌をせい、ナイト返事も長柄の役を駿河の次郎、君が仰よつぎかくる玉の盃盃盞おき御酒宴酬よ廣間より源八兵衛、尉廣綱、御見參と披露して切腹したる武士の死骸、戸板よのせて庭上よ昇すへさせ、今日某は所の番よ相當、早天より仕仕いたし候所よ、昨晩のは留主預り鎌田藤次政經あのごとく、自殺仕る、様子い此書置よ明白たりと、一通をさし上れば、くりかへし〳〵披見有より忽怒の御かんばせ、飛かゝつて静を捻ふせ、ナヲ女め、儕鎌田藤次と忍び契りしお。今日の屋形入を無念よ思ひあの通よ腹切て書置よ不義の段々を顯したるいうぬへの頬當、かゝる後めたき事を隠した天罰の程覺へよと、長柄を追取かよいき脊骨をてう〳〵〳〵、てうしの酒よ身いひつたり花を粧ふ衣紋も亂れわつと涙よむせびしが、ヲヲ、お情おい氣の廻り、そもや君のめをぬいて惡性ゑそふな静ゑやと、思し賜ふか曲もおや、身の言譯い有おがら證據よおる相手い切腹いね共老たる母の磯の前司、兄様い有おがら親よ不孝お生れ付、わらは

が死た其跡でハ嘸かゝさんの便あかろ、みらいの迷ひハ是一ッふふたりの衆あせにとめて下さんす、いつそ君の御手よかけ、殺してたべと斗よて、恨託て歎きける、望の通り鎌田がめいとの供させんと、白洲へはつしと蹴落し賜ひ、駿河次郎あれはからへと有ければ、源八兵衛憚なく こゝ、御短慮成御仰、流の女の偽り表裏ハ天下はれたお定り、それを何と御遺恨よ思召ハ、智勇兼備の名將よ似合ぬ、御心がせまい〳〵、殺さずいためずわの儘よ捨置て死骸の番をさするのが能政敗、皆々引と人をよけ先ぱ入と諫むれば、靜ハたへ兼コレのふゞと立寄を、駿河が隔てどこへ〳〵ゝふ泣言ハ叶ぬ、我君よ見はおされて身のたてらいがあらすば、近々に五條の橋へきたがよい、千人切の時お手よかゝりし者のゆかりへぱ施行が有筈、其役目ハ此清重、こなたも君のれ手よかゝつた人あれば、千人切の施行の人數よ入て、施のお銀いたゞかせふと悪口だら〳〵主從打つれ奥よ入、跡よ靜ハたゞ獨涙よくれて居たりしが藤次が死がいの一腰追取、既よじがいと見へける後よ、ヤレ待てとかけ出るハ時忠卿むだ死するかと押とめられ、むだ死とハ曲もおいおんと是がいきていられふとめずと死して下さんせとふりはなすを猶いたきとめ、最前よりの始終物かけよてとつくと聞た、天晴汝ハ女よまれ成心中者、其心底を見る上ハ何をかかくさん、元來卿の君を義經よめあハせしハ、餌よかふて肌をゆるさする一ッの方便、今死る命をながらへ、兼々詢此時忠よハおせしたがハぬ、命取めと云おだれ給へば、ヤレそんあらおまへハ、義經公を殺すふ心かと、音高し、人や聞と前後を見廻し給ふ所へ、どつた〳〵と捕手の役人じつてい打ふりおつ取まく、上段の御簾さつとまき上九郎判官義經公有しよかハるぱ出立、裝束改め源八兵衛廣綱駿河次郎清重左右の翼と隨ふよそ、飛龍の氣を呑ぱ大將、悠〳〵と机床よ直らせ給ひ、暫、覺

おき身のえばしが間も不義者といれ、嘸いぶせく思ひつらん、かくはからひしいときたゞの悪逆を顕さん爲謂立て休足すべしとの給へば扨いと悦ひ静は前、袖い涙よぬれ衣の面目すゝぎ入よける、時忠殿、卿の君を餌よ此義經よ肌をゆるさせしとの給ふがてなたい又郡といふ餌よかゝり、巧れし叛謀を見すかされ、さぞはいおくおぼすらんと、仰もあへぬよ時忠卿から〳〵と打笑ひ、扨いかゝる況ゝえき有さまい、郡よたいひれし事共聞はつゝての疑ひよな、それ式の義を取上て、謀叛といえ近比そこつ〳〵此期よ及んで云ぬけんといえ未練の一言、昨夜平家の回文を盗れ、申譯の爲よ腹切た鎌田藤次を、静と不義の躰よもておしたも、其元の巧見出そふ爲の偽り、回文の行衛もこあたの胸よ覺へが有ふ然共此詮義い所存有て用捨いたすさし當つて謀叛でおいとの申ひらき承らんと席を打ての給へば、先達て娘卿の君を遣し置たが、某よ二心のないよき證據と、あらがい給へば源八兵衛、然らば最前の謀よのせられ、義經公を亡さんと有しいかよ、それいあんと、問かけられて、、それこそいよき紀明、静を我手よ入、判官と娘か中を睦まじくあちせん、爲よ懇路の間と見せかけて、誠い子故の間おるそや、懇路でも子故でも、間盡の云譯くらひ、〳〵といふよ氣ばやき駿河次郎、最早詮義よい及ぬ叛逆よ極つた、これからめよと下知すれば又ばら〳〵と詰寄るを、さはやまるおと、判官取手をせいし給ひ、かくあらがひの上からい招き置たる訴人を是へ呼出せ、はやとく〳〵との命よ應して、源八兵衛廣綱が、伴ひ來るい時忠のみだい所、兼て覺悟の心よも、かはる浮世の數々に思ひおやみ立給ふ、時忠見るよりくはつとせき上、、よつくき女め、夫の訴人よくえたなと、いはせも果ず義經公、其一言が謀反の證據駿河源八、承ると双方よりとつたとかゝるを、みだいいめもくれ氣も狂亂のご

とくよて、其縄目が悲しさよ幾度かくわらいがとゞめし異見諫も用ひなく、過去りし平家の一門非道者の天の責よて亡しとは、氣も付ず仇よ敵とねらふは、聖の判官殿、つれそふ娘がおんぎと成るもかへり見ぬ謀反の企、愚おろかの思案より訴人して、其訴人の恩賞よ夫の命たすけてと、詞をつがいしかいもおく、此禁いい何事ぞや、殺さでかおはぬ道おらば自を代りよ立、連合をゆるしてなよ判官殿と前後ふ覺よ歎かるれば、時忠卿も今更よは身の悪事の數々を、思ひ知らすよ差うつむき、面目涙よくれ給ふ大將えべらくはいちへもおかりしが、女氣の一圖よ恨らるゝいい去事おがら、今鎌倉よいい梶原有て、やゝもすれば讒言をかまゆる時節聖臭のよしみ有故結句用捨成がたく、縄かけさせたい政道の一條契約の通り訴人の功よ命を助け、能登國鈴のは崎へ流しつかいすべし、早とく〳〵引立よとのは諚よ隨ひ、警固きびしく左右をかこみ配所をさして追立行、みだいい有よもあられぬふせいいか成沖津島守共ならばおれ、夫婦諸共やつてたべとせきいく〳〵くどかるれば義經公聞召、そも流殺の法い黄帝のは代に始つてより、妻子を相そへ流したる先例おければ、鎌倉への聞へかた〳〵以かないぬ願ひ、いたいしおがら見だいいこなたへ伴ふへしと籠中さして入給ふ、かくと聞より、鮫嶋藏人秀氏一味の悪黨えたがへてかけ來り、駿河源八兵衛何もかも皆聞た、主人時忠の無念はらさん其爲よむかふたり、覺悟ひろげと呼いるよぞ、時忠卿よむほんをすゝめし親粒の鮫島め、つかの間もゆるしい置じと、二人い夜刃の荒たるごとく、猛勢一度よ切てかゝるをこと共せず、弓手めてへおき立〳〵、追まくれば、云がひおくも鮫島藏人逃まどふてうろ付所へ駿河源八一さんよかけ付て、勝ぼんとふみのめし、こいつがやうおへろ〳〵侍刀で殺すいおとおげおし、鮫島おれはかた身づゝと兩足さゆう

へ引はつて、やゝ〳〵のかけごへよて、さら〳〵さつと引さき捨かつ色見する梅の間、松の間柳の間、ほてん〳〵をかり立〳〵、愛ゝ所も櫻の間、緋櫻ちらして彼岸櫻のちり〳〵ばつとよげちる跡の、大櫻單櫻かば淺葱、天狗櫻やとらの尾の勢ひ、有明月花の、都の外までも二人が武勇の櫻れゝ高き山櫻、枝をあらさぬ源氏のほ代、涙諦ある堀川のほ所の櫻ゑさかんある

第二

施ゝ財と法と無畏の三つ、檀者の詞さかんあるかあ、九郎判官義經いまだ牛若たりし時、五條の橋の千人切と、世の取さたも年月も早十三年、千人供養とぐべしと橋詣よかりやをうたせ、幕の中よゝ駿河次郎清重切れし者の月日刻限日次の扣へよ引合せ、ほ施行をひかるべしと高札を立ければ洛中洛外の町人百姓間傳へ〳〵、おれも切れたかも切れたと毎日五人十人宛、疵云立よさゝゝらを橋詣よこそ詣かけたりかゝる所へ源八兵衛廣綱、御廟參のついでながらお見舞申とかりやよ通れゝ、是ゝ〳〵廣綱殿、今日ゝ頭の殿の命日、ほ菩提所へほ代參か嘸ほ苦勞、いや〳〵何の苦勞、誰あらふ義朝公のほ命日、源氏の餘をくらふ者、月ゝの三日ゝ廟參せでゝかなゝぬ、まてほ自分が役目の千人供養ゝ、されゝ〳〵日をおつて漸と人數のつゞふも今少、あれへ詣たる三四人で九百九十九人、さりとゝ我君ほ若年の時おれ共、僧正坊よ習ひ給ふ、劍術の手ひゞさいつかな〳〵はむかふやつもおいと見へて毎日〳〵くる人よ手疵おゝぬ者はおく、其時ゝ平家の世盛り往來の剛慢を見て味方よ付るほ所存おれゝ、一命をはたす程の深手もおく、万一死たる者よゝ親類よよりも縁者の端よも各別よ吊料下さるゝ、えたり〳〵、今草木もなびく源氏のほ代、かやうの施おされぬ迚誰ぐつといゝね共、下を惠ほ仁心天

晴源家のよき石ずへ〻何か云間ゑは代參おそおゐる、さらば〳〵と源八兵衛、別れては墓へまふでける、駿河次郎日次の大帳押ひらき〳〵汝ら最前も云ごとく我君の覺書ゑ少ゑても相違有べは施行ゐ渡されず、めい〳〵其夜の物語早とく〳〵と有けれべ雜色供人いかつげに出ませ〳〵のこへゑ隨ひ立出る、年ゐ四十のかたて風ふう〳〵仲間のたて者と、八より先ゑ烏羽の里車つかひの其中で、腕ゑ魁の若盛往來をおやさす天狗の若衆、出合て見たさゑわさ〳〵と一里余りをきさらぎの晦日の夜、ゑくらがりから牛若樣とゐ重荷ゑ小附、いはひびたい、を此如切れましたゐ丑の時もふとふ逸ひござりませぬと語りける、其詞もあいさめのふるびた一腰さつするゑ禰宜の中でもかすげの天窓頭かけてきられしは口先斗で世を渡り商賣とては千本通軍書哥書の講釋師、其比は地主祭夜講釋して歸るさ、ゑかも春雨ゑきりゑ降てきみわるくた

だ一人橋だいゑ指かゝれべくらさいくらじまつゑぐらゑ討てかゝる受つひらいつ追つまくつゝ判官檢は欄干傳ひ、擬法珠ゑのた足立、慥切たと思たゐ違ゐず、さうりのはおをふみ切て、こけつまろびつのふ悲しや人殺しと、たつた一聲夕顔の五條あたりのゑるべへかけ込あまの命をひらいしとおのが家業の仕形咄今見る樣ゑゑやべりける、それゑちがひもない〳〵〳〵、身共はは所のお道具持は覽の如くやつこめが髭と尻とゐはれ道具、其尻をゑたゝかゑ切れたは一貴、土用八專寒の入ゐ慥ゑ卯月の十八日、お觀音の下向道清水坂ゑ契りをむすび、安物ゑ通ひ、樽ころりと明た酔機嫌、ゑやつふり一太刀劍もおれるは大悲の誓ひ、まさかのときゐかおゐぬ、夫からふたゝび此橋人組のだいおしかんばんをうたぬ斗の逃疵跡は施行も疵相應ゑ、ずつゑりでゐりませふとかつつくばふ駿河次郎ゐ月日刻限一々ゑ引合せ、汝らが詞ゑ違はぬ是で九

亡九十九人の帳面濟必々お上の恩仇おろそかよ存るおと、銀子も一枚平等よ足ふ足なくあたふれやれ忝や有りがたやお銀子囉ふて尻切るゝと正眞のたとへのうら、かやうの事おら千人切よまあ五六度もあふたらば、閨の有大晦日の拂のたしよと打笑ひ別れ〳〵よ歸りける、跡へ來たるゝ誰ぞ、共、三十餘りの女房綿帽子さぶかよ顔かくし世帶じみても爪はづれ只ならぬ日の物もふでえきみよ念珠くりそへて、かりやの前よ手をつかへ私ゝ日の岡よ住浪人の妻、連合の父にわらゝが眞、其時ゝまだ六十よたるたらず、春の日の長きをくらし兼都ゝ花の最中氣延しよ見物と浪人のさび刀衣裝ゝよどれ垢づきても心ゝよどれぬ武士の涙人嫁女るす能おも之やと、暇乞おされし其倅が此世の見納めえらせよよつて斷付見れば此橋よ切殺されわへおきに最期取させて、夫ゝ奉公かせきのるす姑にを始め、わらゝが歎きに推量、跡で切人ゝ判官

樣と聞たれ共恨つらみも人よより時よよると、思ひくらせし年月も十三年のお吊ひ、是ゝまだしもきとくお事、望有身の命外よりも經念佛たんと唱へてめいどのもらしら晴して之んせて賜ゝれと、めにゝ涙を持なから、云程の事之とやかよ武士の妻とゝ之られける、語る中より駿河只〳〵と小首をかたむけ先待女、見る通千人供養も最前の三人よて九百九十九人の人數悉く揃ひ千人めゝ武藏坊辨慶よてお帳面も之まる所よ思ひもよらぬ只今の物語一圓よ合點ゆかず、其又月日ゝ、ヲイ則今日が眞にの之やう月命日、とき米持て墓參りが慥お證據、見す〳〵切れていた人を覺あいとゝにに比興、おつとゝ武士の浪人と聞きお主思ひの偽りと、せきよせいて詰かくればだまれ女、天下はれた千人供養をそちが夫を鬼神よもせよ武士のきよどんを云べきか、我君の手よかけ賜らぬといふ證據、せかず共心を之づめとつくと見よ、月の三日ゝ休日と日次へ扣

へよ印有い御父義朝の御命日、人い勿論魚鳥の殺生さへ戒め賜ふお精心日、其日よ限り汝が身何故殺し賜ふべき、ナ合點がいたかとくしめる様に語れば驚き、ヒイそんありや外よ殺してが、ある〳〵、さつする所老人よ意趣有やつ、切殺して千人切よつきませ置しよ疑ひなしと聞て女いへアはつと丈ばし詞もなかりしがは覽のごとく身分貧お私、おい事も有様よ云おし、施行のお銀をむさぼるかとはさけしみも耻かしや、外よ殺人有ふとい夢よも思ひがけもなく、せいた儘の悪口雑言ごゆるされてと立上れば、ヒテ、疑ふも尤、親を討れし夫が心根推量せり身共は駿河次郎清重、用事有ば館へ來れと慈愛の詞よ一禮のべ春の日脚も八ッ頭、くれるよいまだ程遠き日の岡さして立歸る、折から梶原平次景高頼む飯嶋藏人は義經よ討取れ盗取たる廻文も奪れ若い尊る手がしりもやと、せんぎのあてども雲をつかむひばりげよ打さたかり、清重をちらと見

付わるい所の出合頭、駒の頭もうおたれてさらぬ顔よ乗過る、見ぬ顔させぬと駿河次郎向ふよすつくと立はたかり、ナ珍らしや梶原汝上洛せばさつそく主人の御館へ參るへきよ面たしもせず、洛中い主君の膝元馬の蹄よかけ乗打するはつ合点〳〵、平家亡ひてより謙倉殿と御兄弟御中むつましからず、汝親子が讒言よて討手よきたるよ違いぬ〳〵、ナ堀川の御所へ參つて有の儘よ白狀せよと詰かけられ、返答さちとつまりしが、よいみを見せじとからく〳〵と吻り笑、景高い大名左様の禮義をさるまいと思ふか、此度鎌倉殿よりは不審の條々一々承つて、上洛さたる梶原いは上使、汝らふぜいが乗打をとがむるが先緩怠、一つよい又判官殿言譯の節も立、心は兄弟のは中は和睦も有様よと、加茂祇園北野の社よきせいをかけ、只今參詣する所ど、口から出次第神あつめうそ八百よ云廻せば、其御ふさんの一よいへ聞ふ、イヤてさやくおう汝か聞て何と判

だんおすべきと、たづおかいくり乘出す、おつゝをつかんで待〳〵、いゝぬゝ曲者何分主君の館へ參れ、罪義よ及ゝゞ鞍つぼよくしり付、引ずつて行かくでせよと、二三間引戻し尻居よどうと投付れゝ、梶原馬上よ反橋形、よつくき清重、上使よ向つて重々の狼藉うれ引くゝれと、蹴よ隨ひ數多の家來、ぞら〳〵と立かゝるを駿河次郎、ゑたりやおふと取てゝ投退、つかんでゝ打付〳〵梶原めがけ飛てかゝる、こゝかおゝじと一むちあて、一さんよかけ行ぞけらいもほう〳〵逃ちつたりいつく迄ものがさじと追かけしがいや〳〵、一先主君よゆ上ふ、思へぞよつくい梶原めとかけ出してゝ立戻りよし〳〵、生てかへすも千人供養と心一ッでとつおいつ、思案の底を堀川の御所を、さしてそ「歸りける、都の出口、きて見れぞ、愛岩參りやいせさんぐう、引もちぎらぬ往還も夜ゝ旅行の跡たへて、人音まれよあゝだ口木々の梢も若草も名殘の霜よてり

そひて、姥が懐物すごく、星の光もくもる夜のあやおき道をのつさ〳〵、あゆみ來るゝ大津の町ふるき玄よせの見せをはり、見みずも通る名も通るゆきゝもとふて、池のはた針右衛門とて遠目よも光るぴん付あたまがち、つよい事すく腕じまん覺もおりより、力より心ヨのうゝき者京のとくゐをかけ廻り日暮てかへる道のへのかたへよ積たるいおむらより、ティさて〳〵とねだれの胴聲聞て恟り飛退しが、ゝ合点〳〵、爰ゝ名代の姥か懐、狐狸のわざても有まい剣めらよ極た、望む所とずつと寄大津八町よ隠れもおい、池のはたの針右衛門しらぬかい、待とぬかずゝ何奴じや〳〵、針右衛門聞及だ、おりや見へた通の稲むら、こいつめつそうおゝ、極子が物いふたゝ見せ物よ有たれと、いおむらが口きいた例がおい、ばかつくさずと用が有ゝ出さつてぬかせ、〳〵出おといふても類見よや覗ぬとよよつと出たる大男力士の如くつゝ立ゝきよつとせしかひるまぬ

顔ヨリヤナイ我が用ゝ聞よ及ばぬ、酒手て有ふか、あたしかよ此男鼻紙一枚やりやせぬゝい退て通せゞそつちの仕合、わるふ働だてすると身内がかねの針右衛門くつゑや〳〵突てくりよとりきみかしれど見向もせずヤカヤかましいあごたしかすときり〳〵ぬげやいヤア何ゑやぬげ、こいつてりやねとぼけたか、相撲じやないぞよ、裸よしたくゞ腕先でおらゝさあとれはげと身かまへしてもうこかゞこそヤアおさめ過たとろぼうめ此ぶつぶとふきでる力こつちから見せ付んと、胸ずくしをしかと取、何ときついか、どふも得せまい所をずつとこふ差込引かついてヨリヤいかぬゝ、めんよふ常ゝよふいくが、さあといふと塲うてがそるヤ、其筈勝手が違ふたこんぢゝ、こふ取うんと是でもやられぬ、やられぬ物ゝ乞食の悪口、相手よ成ていらぬ物、赦してこまそと退て見てもむしやくり腹思へゝ無念と又取付腕もぎはあしろつ潰よゝとしひつつかんで、深田の中とうど投れゞあいたゝたさつてもひをいヨリヤむごいと、身内を撫てなむ三寶、今の拍子よ財布を落した、ヤ、まゝよそこらに有つてもくしやせまい、ヤ、こんな事ならかまゝあんだがかちじや物、力だてして錢出して、いたいめするゝ盗人よおい、されゞ布子ゝ助かつたと、ほう〳〵逃て歸りける、財布取上是ゝ扱、たりにもあらぬめくさり錢、むだ骨おつたとつぶやく向ふへくるゝ〳〵こいつゝ慥よ貸の有奴、遁しゝせしと咽づんばい、先ゝうれ共しらね共心から吹おく病かぜ、ぶう〳〵者ゝおらぬかとこゝさ紛す高念佛、なまいだ、あむあみたいやほう、ほうと出くゝせヨリヤらぬゝ、其懐ところ物置ていけと壁かけられて、ヤ、是々持合せがありや如在ゝあい、いかあ〳〵一錢も、おいとゝ云せぬとぼけまい、からだよよせぬ奴が足音重いかるいで有ないゝ目をかけた程ゑつてゐる、鏡も有ふかねもゑつかり持ておろと星をさゝれて、ヨリヤきめう、ヤ、目高よあふててめ

いゝならぬ、我らゝ三條釜の座の金四郎といふきん五好、夕ァ大津て引かけたりや、勝程よ〳〵板銀一丁三貫、汗水ながして取た物を、又物せふとゝそりやどうよく、今夜の所ゝかこふてもらを、重てえんせるえびんも有ふ、了管なされと云捨て逃んとす、どつこいやらぬと飛かゝりかた先つかんで引ぺひよろ〳〵、こゝてりやどう、じや、引戻すゝあざきりか、ヤウうどくな四民をはづれのら遊びのほでてんがう、傍らよ金銀持すゝ國土のついへ、とても口先てゝ渡すまい手みじかよばらしてくりよ、こゝ共ばらすゝきつい禁物、まゝよてんとれ金四郎がふ運、七里、八里ゝ馬でもこすよ越よこされぬ姚が懐我らが懐せひがない、どうだいよ三ッを見たと皆まけたして逃て行、爰へいきせきくる男くらさゝくらし氣ゝいらつ、行當つておいたして、御ゆるされて下さりませ、少ト急用が有ゝきのせく儘の鹿相、鹿相ゝ赦す、〳〵其代よ酒手せふゝひ、〳〵といふより身ゝわな〳〵ヤア出せ、〳〵、出さぬか、〳〵、出しかるまいかと引とらへわつとさけぶをむりむたい懐さがし、〳〵是程有物をこゝい奴ゑやとつき飛されてどうとふし、涙はら〳〵大聲上扨も情ない、たゞさへつらない暮をそるよ、一人の親が大煩ひ今をもしらぬ危ふい命、せめて孤人參でもえんせたら取とめる事も有ふと、心ゝせけ共何をどうとのてだてもおく、せんほうつきて京の妹が給銀の内、拾匁かつてもらひ、一足も早ふぬんでと力よ思ふたかいもあふ、此やうあめよあふてすご〳〵戻つて何とせふ、見す〳〵親を見殺すゝ扨も情ない、と大地をたゝき身をもだへたゞわつ〳〵と、泣より外の事ぞおき、何じや親の大病人參が呑せたさよ、妹が給分かつたのか、〳〵漸と拾匁、夫をおまへよえてやられて、親父様ゝえよやりさす、悲しいめを見よふよりいつそ殺して下されと歎けぺ共よ涙くみ、〳〵身共も煩ふ母一人孝行ゝ同事、〳〵銀戻す、大切

お場よ成て琵ぐらひでんどゞくさい、大人參で養生せいと板銀一丁投出せべ、是をわしよ下さりますか、孝行をかんじて儕よやる、人の親も我親も大事よ思ふん同じ事、親の爲よする追剝むごい銀ん取ぬんいエ忝おいじひぶかひけつかうな盗人樣、お銀を下さる冥加の爲、せめてん布子を脱ましよかと帶ときかゝれゞばかめ剝程おれゞ銀んやらぬ隙入ずと早うせて、養生をおれとつきやられ、是んまあ夢でんおいかヒ剝樣よ銀もらふん命めうがな親父樣、人參が切たらゞ又はがれよ參りまをよと、銀いたゝいて歸りけり、ほへおつた斗よいた一丁ついもめたと跡ふりかへれはをろ〳〵と雪かと見ゆるぼんぼりわた引をめきおす女のをよていむまい〳〵まつばだかよしてこまそと、おゆみくる先つゝぼつて、こりやめつさいわんぼう脱けといふよ驚きて、こんと、跡へ辿るを引つかまへ顔見合せて、女房共か鄉右衛門殿か是ん扨、こなたいはあどうして爰へ、、開へた此間毎夜〳〵出さをやるを、合點がいかぬと思ふたが、よふも〳〵此やうなこんい事、、思ひ付たも母を助る營武士の落めよ切り取り强盗耻よもあらず、うれ共非道の銀んとらぬがそふいふわりや母の病氣の介抱を隣の噂よ誂へて今迄どこよはいつていた、、わしじやとて母のうば常ん一寸放れねど、けふん父御の御命日、せめてお墓へ水なと手向と、參つた戻りよ五條の橋、千人供養の所へゐてのふのりや施行受ようせたな、なんのいの、夫受る程おりや此さまよおつてんいぬんいそんな事じやおい太切な今の事、今の事とは、彼相手が違ふたんいの、そゞやどう爲や、段々譯ん有共長い事、爰で咄すも内が氣遣ひ、それよ道々聞ふ、〳〵こいと打つれて、歸る夜あらし山おろし、梢この間もさら〳〵さつと、ふけゞちるてふ身の仕家急ぎて、こそん「越わぶる、浮世の峠せぐるしき大津と京の世渡

り道向ふ脚から出る日の岡よ住浪人有、南蠻の骨つぎ郷右衛門と名をしるし、桐の古木の看板も拳の音あらで世よひゞきつめかくる療治人切疵打撲骨進、或いかつけ顔はづれ其夫々の膏藥を、妻も見馴て習いねどのべて離ぬ女夫中、人の痛い直せ共夫の老母の御大病、藥も術も盡はて、夫故心の痛よい付ふ藥も効かりけり、女房膏藥延えまひ奥を覗てやるは療治人が三四人も待てござる、ふつと必得立出る郷右衛門、紙子羽織の大廣袖金氣はなれしつか廻り、内でもふだん大だらをさすかよ武士の牢人と、いいねど見ゆる其ふせい、皆待どをよでざろふ、身共が老母大病今晩も去れた、療治所じやあけれ共、せつかくわせられた物見て進せう、一番は誰じや、私でござります、あんと召れた、夜前原からの戻かけ根坂の成敗場を通ります時、無て追剝が出るぶつろうたとやよたがい丈、太山の様あてうどおまへ様のやうあ、めいいくあ身い追剝いたさぬぞ、イヤ〳〵お前様といやさぬ、やうあ男がてうどおまへ様のやうあていいこへで、酒手をよこせとやました、私もみかけと違ふて腕よ覺い有、今一倍こいいこへで、大津湖のはたよ隠あい針右衛門去らぬかい、剝だ物が有ぺこちらへよこせといふやいなや、剝よかゝるまつかせと引かづいて深田の中へまつさかさまよ投込いこみましたが此脚がかつくりといふて痛出し、やう〳〵杖よすがつて參りました、療治頼上ますと則剝だ共人よまつかへさまの物語、おかしさこらへて郷右衛門夫いいかひおてがら、どりや疵見て去んぜうと脚押まくりとつくと見、投投た物じやあいお身てひどく投られあ、夫が見へますか、投られた斗じやあい剝れた迄が見へ申、面目もあい何を隠そふしたゝかよ投られました、去共心有追剝で財布よ遺ひ殘した錢斗、着物いたすかつたいたみさへ直れば、取れた錢い一精出せば終戻る、どふぞお慈悲でござり

こゝは療治おされて下さりませ、直しておませふ女房共、あぼすとろんよあるまんすをちとをせて付てれましやれ、次い誰じや、イヤ私でござりますと、きどく帽子よ手綿きせ願かけて引くゝり、目斗見せたは、何女おやちめく者つれて出、私い山科の挽物師、こいつい嫁でござりますが、コレ此やうよと綿も帽子もかおぐれば、願はつれてぶら〳〵と翁の面見るやうよ鼻から下のおもおがさ、鐘が達者で甘ひ物くいせ過し願が落たる蠅もゑおいぬ様よ成おつたと、身の歎きろくろで骨をけづらる様おゝ療治願上ますとおろ〳〵涙いちらしゝ、いやそふでおい、此名を落架風といふて、男女よ限ず仕事するか、物を見るかなんでも有氣をつかすか、或いあはうげよ欠おとすれゝゑて有事、此儘で置ゝ物も得くいず、段々と願がおもふい成るいたみいすゝ、死ふより外いおい、そつちい一大事此方い必安い療治、直しておませふ女房共ふろ敷よこをやこゝ、殘多い京中の腹はれ共よ是が有ゝ、いつかど禮銀してやる物をぼつてもやせ親仁よもや汁はたるまいと、たはふれおがらふろ敷すつぽり打きせて、あたまおさへて願をいちふ手品の一はづみ、ナアかゝつたいとふろ敷とれゝ、嫁い爲ゑやくし手をつゝへ扱も〳〵有がたい、コレ物いふまい二三日もあしらいねゝ又はづれる、藥よ及ゝぬのいた〳〵、次い見ゑつた六地藏の捨願の、三瘤じやおいかなんとした、ヲイ旦那殿あたぼつこしもおい、さきおとゝひ鎌倉いきの、廿二三貫有荷を付かへるとて、此かいながはつきりといふてから、いたんでかちうゞまいでから此様よはれがきてから、もふよいいから〳〵いふおを見てとらせふ爰へていまりしたりなコリヤ大こ、肘の骨がくいちがふた嘸いたまふ、わるふすれば死れ共なんゝんの骨つぎ、鄕右衛門がひみつの療治、立所よ直してやらふ、女房細引もつてれじやゝ、よい時見せて仕合者ど、いたむ脇を引よせて柱よゑつかとく

しり付、羽織引ぬき身かるゝ成、手水はちゝさしかゝりずゝとぬいたるたんぴら物、水さら〳〵とくみかけ〳〵鼻の先をひらめかせゞ見るゝ生たる心もなく、ヤゝ夫でどゝあさされます、うでぶち放してつぎ直すゝい、あゝ悲しやと大聲上、エ〳〵〳〵〳〵と男泣、ばかあしやつら吼れゞ直るか、今切放してつぎ直せゞ本のごとく役ゝ立、捨置ゞ次第〳〵ゝ屋上つて遂ゝゝ一命をはたす基と成、切放す間ゝ一思ひ役ゝ立ゝ身一生、人も聞吼まい〳〵、でも又是ゝむごたらしい、むごふあけれゞ療治にかゝらぬ、今切そとふり上ててうど切まねむつとのむ、てきうのはづみ引拍子肱のつがいかつくり、どもふゝい〳〵ちがふた骨がとつくとはまつたゝはやいたみがやもふがあ、ほんゝやんだゝ切はあしゝあされぬか、やくたいもない、著婆や華陀がわせても切はあして何とつがる物ぞ、億病を見こみゝ身を引拍子、手をさへずゝ本腹させる是があんゞんひみつの療治、此膏藥ではれもへる何ときめうあ療治かと、聞て皆々恟りし拠も頓智御はつめい、やがての内ゝ天下道具けがせうあらゞ今の内、神かゝ佛か長居ゝ恐れ是々肱がいごきます、足が自由ゝ成まする、ヲ有がたいあゝ、おいとまと女房のそゞ面々まや禮指置て悦び、打連歸りける、夫ゝ奥を窺ひ見て女房を小すみへ招き、母もまだゝめがさめぬ、此間ゝ夕部道すがら聞た事を今一度聞たい、彌夫が治定で義經殿がふうちやらねゞ、親の敵ゝ外に有、嬉しや義經殿とちがふて、討ゝぎりも遠慮もいらねゞ、其敵誰じやといふ夢程も心當がない、雲ゝ汗ができた樣で又雲をつかむ樣で、分別ゝわたゝぬ、万ゝ一ッ聞た内手掛りに成そうな事ゝなかりしか、今一度語れと念入れゝ、そふ存で段々念を入たれば、駿河殿もくりかへし〳〵帳面の御吟味、何月幾日の夜幾人何の物着て、いくつ計でどふでかふでと小袖の摸樣年かつこう、刀脇指の拵迄明白あ帳面、

都合九百九十九人に、其所縁の衆が皆施行いたゝひて歸り、千人めに武藏殿で帳面さらぇと打濟みぢんも胡亂な事もなく手がゝりよ成筋は猶おし、おいとしや誰が殺して千人切の内へつきませ、答おい義經殿を疑へせ大事のおまへにうづもらせ、是迄さべ有物を又此上の心つかひ、御苦勞なさるが悲しい、と涙催ふす折からよ、表よ人あまたの足音して乘物かきすへ、立出る其行粧頭に雅髮の大男、足利やうの、長羽織平柄の刀引提立出、頼入んと案内こふ、女房立出どおたそやと答れば、南都の骨つき鄕右衛門といふは此家となを、在宿ならぺ御意得たし、〳〵どおたか幸い宿よおりまする、然らぺ罷通らんとをづ〳〵と奥よ入、いまた、不知案内御免有れ鄕右衛門と和殿よな、子細有て我名に申さぬ、骨續金瘡の療治御功者と承つて推參致す頼入たしとありけれぺ、功者と御聞おされし上に下手と申も詠かまし某がくせとして名も所も聞いでもお頼おれば、療治致す、其お痛に、療治してくれめされうか、否おい〳〵と弓手の片肌押ぬいで、疵さしむくれぺ立寄て、つゝみしふくさ物ときはとき とつくと見、疵口にわづかなれ共きつさき骨よ當つて、をかも手の口定まらぬおまくら疵、是に嘸お痛みおされうが、療治致さぺ早速御平愈、女房、膏藥箱持つてこい、かた先よも古疵の跡、こちらの切口とは違ふて、天晴お刀の跡、此時に嘸御難義、御人体よ似合ぬさい〳〵きられさつをやるの、されぺ〳〵其疵に十三年以前、身も未浪人の時で養生よめいにくいたいたさ、何として又切れさつをやる、浪人の時おらに、辻切追剝でもなされての事かい、そうでない、そうでおくぺ押入か强盜かとうでろくお事でに有まい、めいわくおそうとにれてに、語らすぺかおふまい、ものでおぢやる、此疵に十三年いせん其比に平家の世盛、身が普代の御主人に子細有て、東國よへうはくの御身、京都の便を窺にんと某

一人都へ上る、比ハ三月初めつかた、地主權現の花ざかり、太政入道の次男平の宗盛、湯谷といふ女をぐして終日の花見の歸り、是ぞ能折節見參せんと、六波羅密寺の小藪のかげ、立忍ぶんとすれば、人有て、らうせきなり何者といふ、木よりもかやにも心おく身の悲しさ、平家より付置忍びの番と心得へて、返答もせずぬき打よてうど切、きやつもさる者心得たりとぬき合せ、えたゝかよ切付しハ此疵跡、されば共あんなく切殺し見れば六十余りの老人、そばよ弓と矢有、扨此人も源氏の余類、宗盛の歸りを窺ふ我同腹中と、跡で心ハ付たれ共詮方おく、早追ふよけいぞの燈灯、星の如く、見付られてと事むつかしと死がいを引提、程近き五條の橋よ捨置しハ、其比いか成者やらん五條の橋よて千人切、跡で聞ば義經公千人切の十三年、追善供養おされしとや、夫とハえらず其仕業よせん物と、一時のけいりやく、今源氏一統の世となつて、恐るゝ方ハおけれ共、好事すらおきよハえかし、必ゝ他言ハ無用、何が扨人よハ語るまじえて其時の御假名澁谷、金王丸昌俊、今ハ澁谷土佐坊昌俊、親の敵遁さぬとずハとぬいて打かくる、飛えさつて扨合、はつしと受、早まるお扨ハ只今物語りし老人が世悴よな、おんでもおい事、さも有んせかを共名をおのれいかよ〳〵、義經公の此内よ去者有と、呼れたる、伊勢三郎義盛、千人切よつきませし共老人ハ我父、伊勢の左衛門俊盛、親の敵遁さぬハい、どつこいの物語父を討たる共時、我ハ駿州よさすらへ都よ殘せし此妻が方より、えらせよ驚き、早速都へかけ上つたれ共、千人切も早事濟で誰を敵と討べき樣なく、又本國へ下つて無念の年月を送る所よ、ふしぎよ義經公の家臣と成て、西海四海の戰ひよも影身を離ぬ我なりしが、五條の橋の千人切は我おりしと、去春初めてハ物語、討ハ主討ねば親人の孝立ず、奉公

ゝ猶あらぬ、母を養ひ殺しての跡ゝ浮世を捨坊主と、がてんして暇を取、そのかみ盗賊せし時よ習覺へし此いとおゝさのゝ敵ゝ外よ有と、女房がつきさせの譯を聞出しても其名をしらず、再び心をくるしむる所よ、思はぬけゝの對面ゝ親人が是討と手を取て連てお出あされたか、ゝて、忝ひ有がたいうどんげゝかがんで折、親の敵ゝ拜打立上れ参らゝとつめかけたり、待早まるおいゝ事有家來共尾籠千万何を立さはぐ、此家を遠ざけて歸るを待いけ〳〵、扨て〳〵承つては心中さつし入、いかよも爰ゝお相手よ成、は本意、とげさせたい物あれ共あつといはれぬ其さい、物がたる内先刀をひかれよ、今度鎌倉より義經公へ二ケ條のは不審平家一味の連判狀と鄉の君の首取て來れと、梶原平次景高を都へ上さる、彼梶原父子逆櫓の遺恨よよつて、義經の御事樣々よ讒言すれど、都へ上りいか樣よ事を破り御兄弟の中惡敷御身のひゝよ成てはと思ひ鎌倉殿の御前よて一通の起證文を書、梶原と一所よ此地へ赴むく、案よたかゝゞ堀川の御所へ忍ひを入彼連判を盗取、義經の誤りよせんとたくむ、扨こそと某姿をかへ忍び寄、念あゝ其連判ゝ梶原が手よりうばひ取、ひそかよ義經公へ渡さんと折を待、是此疵は其時の疵、梶原と一所よ住屋形の内療治の取さた聞へてゝ返答むつかしく、御邊が名を聞てはこ迄療治を頼よきたり、思ひもよらぬ對面、我こそ親の敵よと名乘て討るゝゝ安けれ共、爰をよく聞れよ今は邊よ本意をとげさせ討れてゝ、誰か殘つて義經の御身の上、事ない樣よ取はからひ鎌倉殿共御中よく、梶原を鎌倉へゝかへすべき、かく親の敵の顯ゝるゝ上からゝ御邊も義經公よ恨おく、主從の禮義よもや忘るさし、梶原を鎌倉へ返す迄了簡し、敵討をのべて給ゝれゞ某が初一念も立、義經の御身も立間分てたべ三郎殿と低頭平身手をつかへ涙をながさぬ斗ゝ、聞分ぬ〳〵、去らぬ中ゝ

是非もおし、をつてゝ半時も同し天ゝいたゞかれぬ勝負〳〵、夫ゝ曲もおい、所存のはいを達せんと思ゝゞかへり討ようつ事も有べきが夫ゝ道おらず、おふ御内所子細ゝお聞なさるゝ通り、歩よ首を提られ鎧をかたよかけぬ法も有偽りなし、梶原を返す迄のゆうめん、お取おし願入、何が扨人よこそよれ昌俊様、そこよ偽りゝ有まい三郎殿、申申といへ共聞入ずいや〳〵、女のをつた事でおいだまつていよ、昌俊、かへり討よ討れうが討れまいが、うりや五よ時の運、裏釘かへすお一寸も待ぬ此座ゝ立せぬ、ナア立上れといぢゞる壁、三郎待義盛待やいと、母ゝふしとを立出て嫁を杖共柱共、ひかれまとわれ二人が中、さアおいと座ををめて、苦しきいきをつきあへす、つれ合を討をやつた昌俊殿ゝこあたか、すこやかな能器量や、義経様を御大切よ思ふて、上京さつをやれた咄聞まし、たいかひ御苦労ナア綴となされ、ヨリヤ義盛餘り物が了簡過る、夫で思はぬ間違が有物と、日頃をかつたそなたが、昌俊のわけておもをやる段々の断けふよ限つておせ聞入ぬ、但ゝ生死不定のせかい、日をのべて其内よをよやつてゝと思ふてか夫ゝ人よ寄、梶原が都の逗留もおがふて百日か百五十日、昌俊の命夫迄ゝ母が受合了簡して先いおしまをやいの、ナア畏たと申上たいが是斗ゝは赦されう、昌俊が命ゝ五年三年延ても、ちつ共きづかひこざらね共、けつくお受合おさるゝれまへのお命、あすも去れぬは大病、其病のおこりはと申せは、こゞつが親父様を殺した故、十三年のは歎物思ひ、又某此方より暇を取て涙人し、世の諺よも若の入まいとこそいふよ、余命おきは身よ貧苦をさせましたも、こゞつが千人切の中へつきませた故、勿躰おや咎ない義経公を、討れぬ敵とくい〳〵思召れたおどもりが、つもり積つて此度のは大病、すりや親父様斗をやない、おまへを煩ゝせるもこゞつが業、一かたならぬよくさ〳〵、年來の蒙霧を

さんする今日只今首取て、よつこりのお笑ひ顔が見たさよ了簡ない得い
たさぬ、女房奥へお供ヤせ、昌俊立たく了簡ないと、殺ぺせおつてみ
つくろひ、やいく、今昌俊を討てい父のけふやう、母へも孝行よいお
らぬぞよ、どいく いかよとかゝげをおろし、驚きそぺへすりよれい父
ばい宗盛を一矢ゐんと忍ひ出て、再びかへらぬ昔語、兼々母がいふたと
昌俊殿の物語ちがふたか、討た此人も討れた父ぞぜも、同じ源氏の爲を
思ふて味方打、親よかけがへの有物おら此敵い討いでも人が比興者と
いよもいふまいと思へ共、そこい女のちへよ及ぬ、今討て父のけふやう
母へ孝行よおらぬといふわけいお、まそつと先迄義經公を、親の敵と思
ひつゝも得討おんだは、三代相傳のお主故でいおかりしか、其お主よ鎌
倉方ばふしんかゝり、一大事の今此時立歸つて、ば用よ立ふと思ふ所存
いおくけつくお爲よ成昌俊殿を殺して、梶原めが思ふまゝよ義經公を
取つぶさせて仕廻ふたら、さぞめいとの父ぞせがでかしたといお譽お
されうぞ、武士い丁人百姓とちがふて、おんぼ親よ孝行でも忠義と武勇
を忘ていい、絃おき弓も同じ事、恥しや昌俊殿君の爲よ我を忘れ、頭をさげ
せぬ、さ、見事な武士道此上いとめぬぞ、討、ふり上る刀の下母が先へ死
で見せうぞ、さ、悲しや其心でい一生其身でうづもれいせの名字も是限
り是を思へぺ昨日よも死たらぺ、此愛めい見まい物おがらへてうき命
や、と我身をかこち子を恨かつぼとふして泣さけぶ、三郎大きよ身を悔
ば存生の内敵の首おめよかけたいと、思ふ一圖よ主君を忘し誤まつぴ
らば免下さるべしと妻諸共五躰を、投ふし侘言し、土佐坊殿、子細いお
聞おさるゝ通母の心を休る爲、梶原が鎌倉へ歸る迄、此方い敵討を延す
所存、貴殿も彌延てはしきば所存か何と〳〵、是い〳〵 添い必定延て下

御所様

されうか、おんでもおい事

い夫よ〳〵、幸の物こそ有と懐中な錦よこ

原が手なぞい取し、平家一味の連判狀是を老母よ進上ヤと三

押いたゞき、あつばれ是い何よりの給物、我子が率公歸參の願ひ義經公

への土産物、此上の有べきかか斗心有昌俊殿、ヤよい及ばねど我君のに

事をくれ〳〵、懇參らする、敵討の義い各別、夫迄い義盛昌俊殿と中よふ

して、君への忠義を忘るゝな、命有ば又おめよかゝる所よ長居して、人の

疑ひ受給ふな歸らせ給へ昌俊殿、實能心付られたりとつゝ立上り、伊勢

三郎義盛と澁谷土佐坊昌俊が、けいやく金石の如く預の大事の我命、只

今持て歸りヤ、さらば〳〵〳〵と立出れば義盛もつゝ立上り、天よ

不時の風雲有人よ不時の煩ひ有、病氣あらば養生くれへ早速よ去らさ

れよ、何が扨〳〵御邊な預る命、我身よかへて疎畧ないい隨分けんでよ

勝負せん、、嬉しゝ頼もしゝ、さらば〳〵と立別るゝ鎌倉の義者都の勇

者、あつまよ京よ去やばめいど、おふ母様のに臨終といふ聲よ立寄かい

もおき傍、わつとさけべど歎け共歸らぬ死手の片便り、情い情仇い仇見

るよたへかね忍び兼、こぼるゝ涙、押つゝみおむあみだ佛みだ佛と心で

はん力長き、やみぢやてらすらん

とよす、九郎判官義

列座をおめず打通りに前よ手をつかへ、我君様へ申上ます、けふのに祝義いくちよかけて末あがき、お腹帶の義式も相濟、卿の君様よりもお里よてそれ〳〵事あいお悦び、にめのとの役あれば夫侍從太郎參らるる筈なれ共、今鎌倉ないぢれるの梶原が上洛して、有る事あい事、かあい男へ恐び妻が日文を書てやる様よ、頼朝様へさらするげな、夫故よめだたぬ様よ、わたしが參上いたしましたと披露する、さも有あん〳〵此義經、梶原づれを恐るゝよい有ね共、鎌倉殿を敬ひおきあふ心より、今日の毒もひそかよと言付たりとの玉へば、夫よ付此おめでたを幸よ、卿の君様のお願ひい、去年の春より行衛のしれぬ伊勢三郎義盛殿の事、誤りをは赦免有元の通御家來とあし下されかし、此間毎日〳〵お里へ來て、れ詫あされて給いれと、あの一人當千あ侍の身すぼらしいを見るめもきの毒、いとしさよお次迄同道致ました、お腹帶の祝ひよ持かけ、伊勢殿の歸參の願い大きあ吉左右、伊勢の二字を偏と傍を引わくれば人平に生い丸が力とよむと有い、當十月よする〳〵とは平產の瑞相と色も香も有花の井が言葉よ花を咲せける、判官始終を聞給ひ、やゝ默然としておいせしが、傳へ聞伯夷叔齊い、其罪をよくみ、其人をよくまゝといへり、すけあく追かへすも物の哀をさらぬよにたり、殊よ武盛といひし比かー かたあらぬよしみの者、先々是へ呼出せとありければ、花の井顔を壓よ付有かたいに仁心、使のきぼも立所よ御對面有んと有、サア〳〵是へとさらすよ程なく、立出る、いせの三郎義盛が主の威光よ跚、身よ鱗もなきさめ小紋麻上下よ垢滅どてら布子も打さほたれ携持る一の箱、紮上よすへ置て、遥下つて平伏す、珍らしや義盛、汝主よ晦も乞ず逐てんして、一旦見限りし義經を又ひやさたひ來、所存いかにとの給へい、いせの三郎承り、恐有ヤひらきなれ共、君牛若のに曹司たりし時、五條の橋よて、千

人切の刻、我父伊勢の左衛門俊盛といつし者を、御手よかけられしと聞憤よ思ひ込、恨をはらさんとすれゞ、三代相恩の主殺の罪よ落る、所詮討れぬ敵討とあきらめ、偖不慮天の父が仇を忘るゝからん、武士を立ても益なしと身退益ても死んづ命を、老たりし母が爲とあがらへ有しん、弓矢神のひかへ綱、此程誠の親の敵よ廻り逢、敵よてあき御主人を姑も疎見し、天罰の勿体なさ、身よ去みし〳〵と思ひ去り御詫願ひ奉ると、涙よくれ〳〵言上す花の井も取縋ひ何かん白木の此箱入、歸り新參の手拭始めよけん上と、御座近くさし出せば、御手づからふた押ひらき、一卷を此覽有より御氣色替り、是こそ詮義する平家の回文、我館へ忍入盗取し曲者ん、扨ん三郎儕よあと、思ひがけあき咎よ義盛コハ情あき御疑ひ、其回文某が手よ入し子細、他聞を憚る密事なれゞ、最前御式臺よて武藏坊辨慶よ、潛よ語置候追て御聞下さるべし、イヤ猛々敷僞り、誰か有コレ引立よと御諚の下、西塔の武藏坊辨慶、梨打烏帽子引立て輪棒すつたる大紋の袖まくりよて御廣間の、大火鉢をたづさへ去づ〳〵と御前よ出、況々敷御、憤、先刻廻文持參仕ると、御疑ひ有んと存彼が面ぱれの用意致候、コレ〳〵義盛いよしへの高良の臣ん湯起請を取て君の御疑ひをはらしたる例も有り、此目通りよて鐵火を握り、身の ㇳ譯立られよと、火鉢にくべたる厲股の大矢一本鏃を火焔よ燒立て飛ちる火花を打はらひ指出せゞ、いさぎよく伊勢三郎義盛か、平家の回文盗とらざる正直心、是ぱらんぜよと既よ燒鉄手よ取所を、待辨慶早まるな義盛疑ひはれて元のごとく、主從成ぞとの給ふこへよ、二人夢の覺たる心地、ヘット飛去さり、悦びいさむ折こうあれ、當番の奏者罷出、鎌倉の此上使、梶原源谷同道よて只今是へと ㇳ上れゞ大將暫くは思案有、イヤ伊勢の三郎、さつする所此回文渡せと有催促ならん、其時に汝心へ持參せよ、先夫迄ん休足すべしと君の此

機嫌義盛はつと領掌し、伺公の人々諸共よりは前を立て花の井嬉しく、此様子を卿の君様へお咄もやたし、蚰蜒と鱗よりて、あれぬがとく〳〵お暇とふ里をさして立歸る鎌倉の上使梶原平次景高澁谷土佐坊昌俊を伴ひ入り來れば、禮義正しく義經公辨慶諸共出向ひ、上使と有べかたく、鎌倉殿も同前と上段の間へすゝめやりは身の席をさがり給ひ、饗應殊よこまやかゝ、梶原平次會釋もあく、先達て仰てされし二ヶ條のは不審、日往月來れ共辨々とはやひらきなきよよつて、右大將家以の外のは怒、急北の方卿の君のは首討て、回文よ相添渡されよとのは諚意なりと、よが〳〵數相述れば、物よ騒ぬは大將謹で聞召れ、去比腰ごへよて、神文迄指上しよ、は疑ひはれざるよよつて暫く時節を見合せ、やひらきを立んと思ふ所よ、存の外の諚意追て返答や上んと、仰もあへぬよ澁谷昌俊此上よ御返答延引致さば、ゆゝ敷は大事ゆびをかゞへてちかきよ有、右二か條のは不審今日中よ申開き有べし、了簡つよい梶原ゝとも有、其ゝ用捨仕らぬと、日よゝつれなく必よゝ、我手より渡し置たる回文よてやひらきを立給へといゝぬ斗よいひ廻す、此景高を了簡つよいとゝ、熟柿を笑ふ去ふやの云分手ぬるし〳〵、諚意を守り卿の君の首討ふとの仰おければ此趣を、鎌倉へや遣すぶんの事と、ずんと立を未座よひかへし武藏坊、暫くお待下されよと押去つめたる其所へ、伊勢三郎義盛映に裝束改め、回文の一卷をうやゝ〳〵數臺よすへは前よ直せば、判官座上よ移らせ給ひ、梶原、上使の一通り相濟だれば、あれへさがつて平家へ一味去たる者共の、名を一〻よよみ立よとの給へば、鎌倉殿の上覽よさへそなへられぬ回文を、拙者よ、よめといふよゝ子細か有、早とく〳〵と仰よ景高立寄て連判狀の紐とひきらきどうじや、口の文言我らが事よゝすつきりおい字、年號月日もおれた事と、くり明〳〵東國ゝ平氏

の旗頭大塲の平太景信、同次郎景兼、古郡左衛門保忠と、讀さしてきつちりつまれば、共次の名ハ、それハあんとゝ問つめられてうろたへ廻れば、判官こらへず回文もぎ取、去一の谷の合戰の時、某ゝ不覺をとらせんと、傍ら一家が勸めゝて、平家へうらがへつたる侍幾ぞや、いやといハせぬ證據ハ是見よ、自筆ゝて梶原平三景時、同源太景季、同平次景高と、おや子三人の血判有、かゝる舊恩を隱さんが爲ゝ、錠意ぞかしゝ此回文ばいとらんとハふて〳〵敷巧よゝ、此外の連名讀ゝ及ずと、一ッゝ丸め前成火鉢へ打込給へハ、折ふしさそふ山かせゝ焔〻として連判ハ、忽尉と成ゝける、せきゝせいたる義盛辨慶詞を揃へ、鎌倉殿へハ申ひらきのたね共成へき一卷を燒捨給ひしハ、いぶかしきハ賢慮と覺なく申ゝそ、〻、讀くハ斷とふ迄もおし我心腹を明さん昌俊是へとちかく召れ、只今燒捨し、回文の事ハ、どくゝゝも鎌倉へ渡すべきを、某が手ゝとゝめ置しハ全身時忠をいたハるゝ非ず、今源氏ゝ隨ふ東國の大小名の中ゝも、連判したる强少からず、事治りし上あれば各おきゝもせよ、回文御手ゝ入しと聞べ身ゝ覺有者共ハ、自然と心隔り、終ゝハ鎌倉の騷動とおらん、鎌倉の騷動ハ天下の大事、そこを思ふて燒捨たり、是も我誤ゝおらばあれ、天下の爲兄の爲是程ゝ迄思ふ弟を、佞人讒者の僞りゝまどハされて兄おがらも、鎌倉殿のつれおきハ、所存、誠ゝ他人の始りとハ能もたとへし世の諺、今義經が身の上ゝひしと思ひ當しと、猛いさめるハ目の內涙、うつまく斗おり、切成君のハ悔思ひやつて伊勢武藏、かんるい催し土佐坊もとこふいらへもなかりける、梶原ハへらゞ口、某親子ハ平家を欺く智略の連判、誠ゝ一味した者の爲ゝハ、結搆なふ情と、ひやうまつけば氣早き大將、ぐつとせき立ハはうせゝ手をかけ給へば、辨慶中ゝかけ隔り、ハ短慮成御振舞、梶原ゝハ遺恨ハ私事、鎌倉へのハ返答くるしからずば

に免を蒙り、某宜敷仕らん、君より先々に座の間へいさゝせ給へと誘れば、尤とや思しけん、忠臣の危きを顯るゝ、汝がふる舞主の難義を身より引受んとけなげ成心ざし、然らば我よりかゝり、万事よきよう計らふべし、義盛來れと引連て、帳臺、ふかく入給へば、梶原平次ゑつぼより入、辨慶焼た回文のせひもおし、其代よりあす共云せぬ、卿の君の首討て渡されよと、又ねちかゝれば、イヤ先達て時忠卿をのゝの國へ流れし上の最早卿の君よりおかまひない筈と、いのせも果ず、其云譯くらい〳〵、平家方の娘をぐせらるゝからは、鎌倉へたいして謀反といのんよぬきさし成まい、卿の君の首討てゆひらき有か、但判官殿よいたい腹切せるか、二ッに一ッ手短返事承らんと詰寄〳〵遁ぬ手詰ぞ是非もなし、辨慶の拳を握り思案にくれてゐたりしが、夫よ、愚夫顛倒迷之と聞時の、善も悪も迷ひの前、北の方の御首討の、不忠より似て主君を助る大忠信、いかよも諚意の趣、相心得ひと述ければ、其筈〳〵流石天台坊主のはて程有て尤な氣の付所、然らば今日八ッの鐘を相圖よ、めろさいが死ゑやつつら、梶原が受取よ參るべし、罷歸るとつゝ立ば昌俊もつゞいて立、必卿の君よ大死させぬ工夫が大事、合点かと、善悪ふたりが詞語、獨の心より取納め氣遣有な、北の方の御首必討よ、念よや及ぶと目禮するもよらみ合、反打かくれば、まん中より義有土佐坊、佞有梶原、忠有武藏ぼうせんと立別れてこそ「行空の、天さがる、ひおよりのあらぬ卿の君、雲井を出ていつしかよ、義經の北の御方と、おれてはへ有武家の妻、殊更よりくゝいたいの腹帶の祝義も相濟、お上屋敷の公の事ゑげく、お心よさはる事もやとゞめのと、侍從太郎がやかたよ暫しかりゐの先ゝ迄、公家ぶけ方の見舞の使者、門前市をおしよける、爰より れ姫ゑのゝぶが母親、おわさといふお物ぬいの機嫌窺ひとて來りける、侍從太郎が妻の花の井女房連、よくぞ〳〵あがら

れし、けふいとおふおきもじさう故誰をがおお伽よと思ひしよ、嬉しやく〳〵いざとてお前へつれ出る、珍らしや此程は何として見へざるぞ、定て四方のもみぢ見よ、わおたこおたと噂れもしろき事斗、浦山しやとの給へば、意の通高尾梅の尾嵐山、わけてことしの稻荷山の薄もみぢが、いつ〳〵よりも見事お事と世上の噂、はんよ〳〵はりのみゝずで開斗、あおたからの早ふていこなたからはとふこいと、參るも〳〵紅葉見のおはれ小袖の仕立物、夜を晝よ京いおかゞ打まじつて、夫れ〳〵賑かお秋でござりますげお、是とヤも義經樣が京よござおさるゝ故玄やとヤを聞ば弓も引かた判官樣びいき、嬉しいやらめでたいやらお悅よわがりたい、けふよわすよと思ふ内娘が方から帶のお祝ひもすんだ、なせお悅びよ參らぬとまかつておこしの、文をろくよ見るや見ず何か拾置取あへぬお悅び、何ぞ上たいと思へとけつこうな物れわおたよ有餘る、せめて是をとさし出す袂の内のふくさ物、是は海馬とヤて文字よれ海の馬とやらかくげな、めんやうきたいのにさんのまじおい、私が曾祖母から十九人祖母れおとつて十三人、母から私が手よ傳へあの忍ぶをうむ迄よ、一度もふかくのさんをせずまんぞくようみおらべた、腹癒の有さゝげ物おつ付にさんの月滿て、此海馬よひらヱとめし、撿非遣使五位尉源の義經樣の若君我おりと、大手の門をきつとひらきやす〳〵ほ誕生、おめてたや〳〵、こゝこまこゝふヱもんとやとまやべりける、はんよつべてべ〳〵と長口上息がはづむ、娘お茶一ッくんでたもと申せば君もおかしさの氣がるよわさ〳〵と物いやる、おわさとはよふ付きやつたと袖打れゝひ給ひける、かゝる所へ奥使の女中ヤゝ花の井樣、君よりのお使よ辨慶樣がお出なりと、ヤ上れば女房達、ヤテく女嬢ひの武藏殿が見へたといの、ぬれかけていやがらせおなぐさみよせまいか、よかろ〳〵と立さいく、是

是皆の衆、君よりのお使おれぞいつもとちがふぞや、必々おぶるまい先つれ合をよんで下され、おわさ女簡辨慶といふ人見てか、まだおらでよわておわんおされ、かんまへて皆の衆くつ〳〵吹だすまいぞやとつま諸共よ出向ふ、いつよ勝れて武藏坊へりぬり取て打かつき、大紋の袴ふみえたきえつ〳〵と奥よ入、むづとざして一禮をおし、ま、存たと逆ふて御顏色もみづ〳〵と御機嫌の体先安堵仕る、是と申も夫婦の衆の御介抱、大切よおさるゝ御くらうのかいが見へて、祝着よ存るよ、是ゝ〳〵添い御あいさつ、御主人おがら御平産有迄ゝ此所に預りの卿の君、殊よ御存のごとく御母君、娘が平産祈の爲願ひを立、伊勢參宮のるすの内彌我々が心ずかい御推量、義經公の御前幾重よも御取おし、いや〳〵取おしよ及ばぬ、物との取おしといふゝ、かおれ八合おを十分よ云が取なし、辨慶は夫婦い、見た通を罷歸りまつすぐに申さば、君も嘸御滿足、扨是ゝ御夫婦への咄でゝおい、かうがくの爲卿の君への御物語、惣じて勇士の戰場へおもむく時ゝ、三忘と申て忘るゝと三ツ有、國を出る時家を忘れさかいを過る時妻子を忘れ、敵陣よのそんで我身を忘るゝ、婦人のくゝいたいもなつ共とく、一氣腹よやどる所取も直さず勇士の國を出る時、御腹帶をおさるゝ所が勇士の妻子を忘るゝ所、既よ月滿すゝ、御さんの紐をとかるゝゝ勇士の敵陣へかけ入て、是ぞよき敵ぞさんおれのがすまじとひつ組で、首を取かとらるゝかよい子をうむか得產ぬか、生るか、死るか生死のさかい、爰をよふ御合点おされ兼てなき身と思召ば、其ごよのゞんでふかくをとらぬ、御夫婦そふでござらぬか、我申事斗肝心肝もんの御内談遲なゝる、爰い端近ひそかよ御意得たし、女中方も遠慮めされ奥へ參らふか、いさおお通りは案内と卿の君をいざなひ、先に立ゝおふは夫婦、兼ておき身と存せねば、其跡よ必みれんが出るでゝご

ざらぬかと、鎌倉殿の難題をつい打明ていへば、暫く心奥の間ゑ打つれ「伴ひ入ゑける、年若けれ共利發者ゑのぶさはいし、さう皆様何事のぼ内談お隙がいらふもゑれまいゑ、れ盃でも出していの、夫、こゝゑおたばこぼんお茶持いくぶや、よからふ〳〵おくゝしもついでゑ頼ぞや、さらば此間よちよつとかゝ様比日ゝお顔も見ず、おあつかしやと立寄ば、そあたもそくゑ有たの、明くれ傍ゑ引すへて見れ共あかぬ一人子を、手離して置く親心親おつかしと思ふより、百千ばいとゝゑらぬかや、たとへ御前の御意ゑ入共、必々ほうばい衆をそでゑすゑ、かけ口つげ口たしなんで諸事を内はゑひかへめゑ、でかし立ゑてそねまるゝゑ、林の中ゑも高い木ゝ風が枝をゞ折ぞとよ、一人ねざめの度ごとにあゝゞぞふいゝふかふいゝふと、ためて置た數ゑも逢ゞ嬉しうて口へ出ぬ、何を云もかをいふも身を大事ゑ、頻ふてばしたもんなと手を取かゝし撫かゝし、心をつくす親と子のわりおきふせいゑ道理ゑる、やゝ有て侍從太郎奥より出るくつたく顔、おわさ目早く是ゝ〳〵侍從様、お顔の色わるふふめの内もうるんで、氣のうかぬは様躰は内談といふゝ何ぞ、いや〳〵〳〵氣遣の氣の字もおい、氣のうかぬ事みぢんもおく、心がゑよぎ〳〵と盈を待兼る、よいついでじやわざといてもあゝふと存た幸じやちよと物語致さふ、別の事でもおい物でござる、拙者そもじの息女此ゑのぶゑ大ゑう心ゞとおやこが興さましし娘は母の後かげ、ちいそふ成て身を忍ぶ、是是さましてもらふまい、ほれて〳〵けふゝ八ッ迄の内ゑもらゝぬゝ、此方のくめんがゞいらりとちがふ、今おくの時計を見たが九ッ過、半時ゑいまだならぬ、秋の日ゝ短い八ッゑ成ゝ手間隙入ず、おつといふてもらいたい、時忠の執權侍從太郎年ゑ不足もおい男、うゝ氣でない虚言ゞさぬ、下さるかどうじやと、さじめゑなれば けら〳〵と朝り笑ひ、

有がたい忝い、太山の斧のこけらくず誰取上る人もおく、徒ようづもる
る我娘をばえうえん、進せましたら何とおされます、女房よえます
いの、あの花の井様といふ、うつくしい奥様の有上よ、いやでや花の井
隙やつてえのぶを奥様よするのいの、侍冥理愛宕白山偽おいと、いふ後
よ立開花の井くのつとせき、顔の上氣のつまべよ血筋はえり寄、なんし
や花の井の隙くれる、何をどうして隙下さる子細が有ふ、譯を聞ねば自
も武士の娘終ぐつ〳〵と暇のとらぬ其譯聞ふ、えやらくさい、昔より
女房の衣服よたどへ、あいたればいつでも脱かへて、外の着物をきる
い、是より外の子細のあいてゞといのせと歸れ〳〵、聞へか、あのれて
そふての面白ふない隙とつた、實正えのぶを女房よもちやるの、くどい
〳〵、持て見ゆ、持て見せふぞ見るぞや見せふとがをはつて、まけずおと
ちぞあらそへゞ、見兼ておわさ押隔おきれて太郎様よのいつそ手が付

られぬ、慮外おがらはしたない奥様、たとへいかやうよおつえやる共お
前をさらせてそんおらばと、娘をえんせそふおれわさちやと思召か、女
ば后よ成とても道おらぬ築花を悦ふ様な私共でのでざんせぬ、氣遣ひせ
す共早ふ中直らえやんせえつかい氣ちがひのさたじや迄とあざけれ
ゞ、スリヤ氣ちがひの様よ見ゆるかや、様お段でのでざまませぬまきちがひ
でござりますのいの、ハテはつと夫婦の顔見合せ暫く、詞もなかりしが、や
や有て花の井、實や思ひ内よ有ゞ色外よ顯のるゝ氣遣共、狂人共見ゆる
筈、心のとふから氣違よ成てゐる其譯の、げふむさし殿の參られしの卿
の君の首討て渡せと鎌倉よりのは難題、其爲よ梶原平次景高、土佐坊昌
俊の上洛、討て出さねゞかなのぬよ極り、悲しや卿の君様のお首を取よ
見へたのいの、ふちいさいからふうふの者が手えほよかけ、そだて上だ
あのお子畏た御勝手よなされとそもや首が切されうか、殊更只おらぬ

お身の上、辨慶殿も切棄てとつついおいつまあんの上、昔よりあいあらひでいなし、人の見えつたれ子でもおし、身がいりを立まいか其身がいりい誰彼と貪義の上、年頃みめかたちも相應した此えのぶ、夫とでもお家普代相傳の人でもおく、命を下されといふ程の、恩を見せたといふでいおし、むたいよいい殺されずがてんしていよも死まい、何とせうとふせふかうせふでい有まいか、幸おわさも來ていやるおとおげおけれど太郎殿、えのぶよえう必なといひかけて、むりよ女房よおもらひおされ、そこで私が悔氣するい、よくいやつじやと隙が出る心得たと隙取い、今日の只今からえのぶい侍從が女房じやと、こん〳〵の盃した其上で、女房共まつかふ〳〵じやと譯をいふて我女房よ成からいそちが爲よもお主の身がわり、死でくれとのつ引させず、命をおもらひなされぬか、是よがろふと談合つく、不調法お女夫喧嘩もお主の命助けたさ、うんおらおれが娘い殺しても大事ないか、身がちお事といふ道えらさ物えらず、さげしみも恥かしけれど正眞の腹よやら、コレおわさ女郎了簡いと、さげしみも恥かしけれど正眞の腹よやら、コレおわさ女郎了簡いもあまいか、夫婦の者のくるしみを思ひやつてと斗よて、かつぱと伏て涙ければ、夫もさしたる膝を改、浮世の中の無心といふよ是よ上こす無心も有まい、其返報よい夫婦の者を、八ツさきよもおされちつ共おしまぬ、惜ぬ命は二ツ有共一ツもけふの役よ立ぬ、本意おさ無念さ悲しさを、推量有と斗よてはら〳〵と泣けれぱえのぶそしみ出切も〳〵神おらぬ身い、そんお事とい存せいで、年よにあいぬ恥えらずと思ひ侮し、十年廿年の宮仕へもたつた一日御奉公申ても、お主樣よちがいおい、其御なんきが何と聞ていられふず、私がやうお者の首でもお役よさへ立おらぱ、願ふてもお身がいりよ立たい、首切ても用よ立て下さんせ、ヤかゝ樣、四年跡の大頭ひ盤程藥いきかず、死る命をおまへの精力、たつた一つで

助かつたれど、其時死んだおと明らめて下さんせ、私ゝお身がゝりよ死まそと聞もあへず飛かゝりだきえめ〳〵、是つか〳〵と物いやんおいのだまつていよど、是々此子ゝなな、一人出來た子でゝござんせぬ顔もしらず名もしらねど父親が有、其人を尋て渡す迄ゝ指もさゝせぬ、そつじよきら玄やつたらきくこつちやござんせぬぞ、こりやい〳〵、いかようろたゆれべとて、母おや斗でゞきる子が三千世界よあらふか、其上顔も玄らず名も玄らぬ父おやを尋、手渡しするとゝ何を玄るしよ尋るぞ、偽り者ひやうり者、得心せぬ者むりやりよ身がゝりよ立ふとゝいゝぬゝい、小心よさへ主從の道を辨ふるよ、見限り果たる女め娘をつれて早歸れ、心いそがし立てうせふ女房こちへと立上る、なふや、待てたべ、偽り者といゝれてゝ親故此子が類よごし、顔も玄らぬ名も玄らぬ、夫を尋る印ゝ是と、上の一重をおしぬげべ右ゝかはらぬ詰袖よ、左斗がふり袖のこゝくれなゐの染もやう、橘おらぬ袖の香の昔床しく忍べしく、是を御覽おされても子細をいゝずべばがてんが參るまじ、娘が聞まへ恥かしき昔し咄しおれ共、私ゝもと西の國の在所者、親ゝ所の何がし、十八年いせん頃ゝ夜も長月の、廿六夜の月待の夜、私が所ゝ諸方の入こみ、誰とゝ玄らず袖をひかれてあのゝものゝをいふ間もおく、くらがりさぐれのついころびね、つらや人の足おとよおどろひて、其人ゝおき行袂をとらゆる拍子行拍子、ちぎれて我手に殘りしゝ此振袖、かり寐の情ゝたつた一度の淺けれ共、いもせの緣やふかかりけん、其月より身もおもく懷胎し、友達衆の介抱よてうみ落せしゝ此玄のふてゝおし子うんでは家の恥、子を捨て嫁入せよと親ゝのおけん、御尤とは思ひおがらふたりのつまかさねまし、緣有ゝこそ子までうんた物、此袖を玄るべよ尋おゝんと、國を出て十七年水子を抱かゝへさまよひ、さま〳〵のうきかんおんあの

年迄そだて上ても、此子が緑のうすいのか我身の縁のうすいのか、今よ尋あんね共此上よまだ五年が十年でも、女の念力是こそ娘よ父御よと、名乗あんするそれ迄ん、のみよも食せぬ大事の娘、相應よ物の道理も忠義もまつたれど、お役よ立ぬん右のわけひけうでおい赤練でない申分永ふと嘸お氣がせこふ、お入おされ娘たちやお暇ヤそふ、コレたちやいのといへど立かね見捨かね、親子心の隔の一重、誰れとん云らず云のぶが背骨障子ごし、ぐつとさいて一ぶぐりうんともだゆるくるしみよ、是んと驚く母の親侍從夫婦もげうてんし、殺し人んむさし坊、かしるらうせき心得かたしいかよ〳〵とつめかくる、母ん泣やら氣ん狂乱扨ん夫婦の衆とぐるよおつてころ云やつたのきかぬ〳〵、本のやうよしてかへ云やとすがりわめけばこりややい、驚びくよ物をいへ、いやたかふいふな世切りやつた、夫ん段よ云さいが有、まあておひをいたんりかいはうせよ、なんヒやいたんれ、いたんれといふ程あら切らぬがよいと離されば、待よ見する物有と押はだぬけばこんいかよ、下着の衣のくれおるよ大振袖のだてもやう是見たか、此かた袖んそつちよ有ふが、播州姫路の屬井村十一兵衛が所の月待、廿六夜のかり寢ん云おたで有たお、ニヤ其時のれまへの名ん、ヲ書寫山の鬼若丸、すればおまへん娘がてゝご、其てゝごが又娘をば、ヲ殺したん身がんんりお主の役よ立るんい、ヲ悲しけれ共夫なれば恨んおい、是なふ娘尋たそおたの父ごといふん弁慶樣、御對めん申あぎやいのと、抱おこせばおこされて、か、樣何ぞおつ云やるそふおが耳が聞へぬもふ目が見へぬ、必弁慶がそばよぬておまへもころされて下さんお、ヲ、ずつないくるしいといふ聲も次第〳〵よせぐりきて、早玉の緒も切はて、此世の緑ん絶よけり、ヲヲ悲しやもはや息がせぬんいのと、聞てみな〳〵立さんぎ見れ共ほとをり斗よて、其のかいさら

よおかりけり、母は膝よいだき上、扨も〳〵淺ましやいか成因果な生れ性ぞいの、父ごを尋そめたい五ッの時、中かゝ樣、よその子供衆にいとゝ樣も有かゝ樣も有、私よいなせとゝ樣がござらぬ、あいせて下されといひ初て此かた、一年〳〵ちへの付よ臨ひ譯を聞て猶あいたいとせがむ故在所よりも有よりもあられず其夜い都の衆も有た物、もしやと都へ上つて尋ても、えれなんだこそ道理こあ樣で有た物、かいいや此子い一生父ごを戀えたひ、一生物を思ひ詰けふといふけふ尋あひ、せめて一時半時も我子かとゝ樣かと一所よりもゐる事か、詞もかいさずえかも父ごの手よかゝり、辨慶が傍よゐてかゝ樣も殺されなと、いふて死た心の内、いかゝ斗くるしかりつらん父ごのえかたもむごたらしい、同し殺す道あらば互におやよ娘よと顔も見たり見せたり納得させての上あらば、是程よい思ふまひさ娘よ父ごせこそつれおく共、母よ恨い有まいよたつたま

一ぜかゝ樣と、いふてくれよと斗よて、空しきえがいをだきえめ〳〵くどき立、聲もおしまず泣おたる、辨慶も諸共よむせふ涙を押かくし、よしあい母が悔事、咄を聞とひとしく扨い我子と飛立斗、生類も見たかりしが、なまあか見つ見せてい未練の心もおこらんかと、いきぬ樣よゑぐりし物一たまりもてたよふか、辨慶とても木竹でいおし、生れてより此年迄跡よも先よもたつた一度てんがうな事して生れたる、我子と聞てよくからふかかはいかるまいか、其やうよ泣を見て太郎也夫婦のいやらずべと、泣より泣ぬくるしさい鳴蟬よりも中々よ泣ぬ筮の身をこがす小哥も我身よえられたり、是よ付ても親の恩のふかき事、今取分て思ひえる、唐古の樊噲が母の小袖を母衣と名付戰場迄持たりといふ夫を學ぶよいあられぬ共、此下着い母の手づからぬい仕立て下されし、汝よ片袖を取れたれ共、おき母よそふ心して縫も直さず、振袖の此儘四國九國の

戰場、けふの今迄肌をはあさず持たれぺこそ、名もえらず顔もえらぬ親と子の、印と成つて十七年めぐりあい、主君の絶躰絶命の、大事のお役を立る事、偏にあき母の此小袖を手を通し、おや子を一所を引合せ給ふ廣大無邊の親の慈悲、子故を親の名を上る、よふ死だおでかしたな、といひつゝも息有内是こそ尊たてゝじやいやいと、こんお類でも見せたらぺ嘸嬉しがらふ物、是ヲが殘多い親も一生子も一えやう、云初めのいひおさめ、せめて一口とゝ樣かいのといふてくれとうまれた時のうふ聲より外をい泣ぬ辨慶が三十余年の溜涙一度をせきかけたくりかけ、侍從夫婦がもらい泣、四人の涙八ッの袖八ッの時計を打ませで、悲しひ事の數〻をいひつくす、こそ果しあき、辨慶はつと心付、おひ三ぼう歎きをまぎれしか、半時の時計も聞ざりしを早八ッ、御首討て渡さんと梶原をけい、やくの刻限、時移つては事むつかし、太郎殿卿の君の首討て渡されを是より我い撿使の役とせきを敬め座しけれぺ實〻公事を私の歎きかへがたし、只今卿の君の首討申と身つくらひ、えのぶがえがい引よせてあへおく首を打落し、受とられをとをつかとさし、かへす刀を我身の弓手のこいきをつき込、きり〳〵と引廻す、物を動せぬ武士がおどろき妻いあいてゝすがり付、とかくの詞も泣斗さいぐまい武藏殿我切腹に合点がいかぬか、是おふに邊が細工の卿の君の此をせ花、尤大がいいをたれ共、實い雲の上人と地下人の色かのちがひ、梶原が邪智つよきまなこを見とがめ、詮おい事をなつていと思ふを付、卿の君のめのとゝい、鎌倉殿もえろし召たる、此侍從太郎が首そへて渡さぺ天地を見ぬく梶原もよも作り花とは、いふまい、誠の花と見せふ物、えのぶを犬死もさせまい物と思ふ故、こへんがさいくをそへてやる、心斗の色香ぞや、ほゆるお女房是まで御存じおい事を、それ泣て奥へえらするか、

萬事武藏殿の差圖を受、おわさと中よふ御平產の跡ゝまで、心を付るがふつとへの忠せつ、こゝろへたるか泣おく〳〵、ナア武藏殿時移る首うつてたべ、とゝりを開上ゝ辞退ヤさぬくゝん念有とぬきはおし、ひらりと見へし刀のかげ首ゝ前へぞ落よける、直よ袂を押切〳〵二ッの首を、つゝむよあ、まりめよもるゝ、涙よ歎き果しおくさらば、〳〵と首を左右よかきいだき、立よれば是おふ去べしと取付て、我ゝ未來の約束せん、我ゝおや子の一世の限り共よ名殘よ今一度、おき顏見せてたべなふと泣ど去たへとてがるれど、心づよくもふり捨て見せぬもつらし見ぬもうし返らぬ道よ、おこがるゝ夫の別れ子の別れ二ッ歎きを一筋よ見捨て、御所へぞかへりける

第四　道行伊勢みやげ

思ふ事、内外の宮よ、ひく鈴の、ならずはよもやさべかりの、參宮同者ゝよもあらじ、義經の北の方卿の君はくゝいたいはさんのひもをやす〳〵と時忠の見だい所むすめ思ひのは願立、ふたりみたりのは供よてどれが去うやら下部やら皆一やうの染ゆかた、きつれて「笠のナアこれのかたよふはらひいせみやげ、つゝむ人めやふろ敷や旅立、比ゝあかつきの明星が茶屋を跡よ見て、なれし都人下向ある櫛田の宿ゝおのみして、髮よまがへるぬめぼうし其色つやも行人の、袖よもつるゝいせびくよ、今のめもとゝおるゝめもとへ、ばんよかならず松坂と、去おたれじやれて行雲出、是ぞ津の町からのみだ、太神宮とは一躰佛神すいはとわかれ共、へだても涙の水たまる、窪田もこへて嬉し野やはてし長野も、打過て都の方へむくもとのこかげよ去ばしやすらひ給ひ、參りのときゝ一足も早ふ願ひのかけたさよどこがどこやらわくせきとせく心より此關の、とうとき地藏もそこ〳〵よおがみし事のおろかさよ、あれ〳〵そこへのり

かけの、まごか小哥も外ならぬ、關のお地藏い、おやよりも、ましじやまあいのつまたもる其一ふしも、ほ宏ひの、あまりてふかき其中まわけて、女のいはた帶、五月めを守らんと此ほ佛のちかひあれば、心まに願ひかけまくも、かたじけなしとふしおがみ心も足もいそ〳〵、と坂の下より鈴鹿山、山又山のつち山に、さそふや嵐ちるや紅葉のみだれ〳〵て、空まちりぬるちらしがき、こゝいすゝぎの水口や、田面まれりる、雁金の一行つゝなるごとくまて、跡や先やと子供の參宮おかげでの、ぬけたとさ、あい〳〵〳〵、さつ〳〵さ、さつと流るゝ横田川あさく渡りてふかきを去る、神の惠のうごきなき石部の宿より梅の木村樂も花の香まに匂ふ、よふほ所風となぶられて人目まばゆく袖おゝひ、忍ぶ程猶こへ〳〵まに、あれは、慥まに都の上臈すがた、やさしく去ほらしく、そふいふてはでおらず、うつりぎを、人必、かゝ取妻のおりふりまに去んぞ此身を打込たゞ、せうし〳〵、うた

ふを聞ばこへのあや、さすがまに都遠からず、心いさみの花すり衣、ちくさの錦古郷まかへすも暫おまたかき草津の、宿まそ「着給ふことしや世の中よいとの〳〵、浦々里々參宮同者の家々の家印、ござれ〳〵是まついてござれのよいとの〳〵長閑まに始る、君が代のお禮參りの人くんじゆ鎌倉參勤京登往來の人まに荷ひ賣、目川仕出の田樂あんばいよし〳〵と賣聲まに、物見だけいゝ道者の曲我も〳〵と立集り、おふ〳〵皆の衆豆腐の始り田樂の由來聞まいか、こりやよかろ所望〳〵と立かゝれい、頓作云も商口去かつべらしく圖を上、東西〳〵豆腐の因緣かたく共、耳をすまして聞し召、昔々天竺の達摩大師と申せしい、顏まに似合ぬ豆好で座禪豆とい名付常に賞翫有りけるが、初めて豆腐を思ひ付とて、壁をまらんで九年めまに悟をひらき、おむふみたうふ〳〵と奈落の鍋へ落入たる湯どうふも終まいうかみ、上る所を、おむあみ拘子のそくはせ給ふ藝願ま、扨唐

土廿四孝の唐夫人といふ嫁ぢい、豆腐のうぱゝ孝行者、うれより和國辨當よひろまつて、ゑゑめよ成竹輪よ成、縮緬だうふい細きをいとい、すかべとい白きを曝たる大内書菜、おくげ方よい小野の道風、ぶけ方よは敵陣へ寄たうふ、名を萬天よ揚たうふ、わきて此、〳〵田樂と申奉るは忝くも白河院より始つて、都よきをん二軒茶や、難波よ生玉島の茶や、おめしよ田樂ひんよよいと神諫めよも成ぞかし、それよさすりし目川の田樂、げん〳〵したるお方よい雉燒よて參らするいつかな不食あおん人でも、此たいてめしつぎの底をたゝいてでん〳〵田樂、唇よさへるやいおやすい込飛込咽い鎌倉海道の名物ゝとゑやべりける、有あふ人〳〵どつと笑ひたうよのゐんゐん聞たれば、心もはれやれよい慰と皆々、別て通りける、卿の君のゐ母上伊勢參宮の歸ゑ足、姿い地下よやつせ共供の女中の取おりも、ぼんじやりとしてゐあいちく、荷ひかた付田樂やい

よしきそふよ立寄て、いつれもいあみ〳〵のお人でいあさそふなが、男ぎれもつれずいせさん宮でござんすかと、ひかけられてみだい所、されべとよ、はるか西國方の者よて侍ふが是成二人を伴ふて、拔參りと半分いいせず、ぬけ〳〵とした嘘つかしやんな、尤身の廻りい田舍めいた參宮人よ見へれ共、物ごしつきは、これは都も都、ゑいゑ上臈のひんぬきと、星をさゝれてはつと三人顔見合せてためらふ所へ、先ばしりの侍鉄棒ひきずり御上使梶原殿義經の北の方卿の君、めのと侍從太郎主從が首持せ、お通り成ぞかた寄させいと呼いらせ、鎌倉へ歸る急ぎの道中みだいいかくと聞よりも、梶原が前よまろび出こへも涙よせくり上、自い卿の君が母、平產祈のかいもおくく身二ッよありもせで乃よかゝり死るとい天照神よも捨られしか、宿世いか成むくいぞや、姫と侍從が死顔を此世の名殘よ只一め見せて給いれ梶原殿と消入斗よ歎かるれば、本

次景高々つとねめ、卿の君が母めとゝよい所で出くゝせた、俾も一ッ酒にして鎌倉へつれて行、うれ引くゝれ家來共、承ると一度よ寄をどつていさせぬと田樂やが、荷ひのおうこ退取ておき立〳〵たゝき退見だいの世話を燒だうふ、後よかてふて立たるゝあんばいよしと乃見へよける、

いはれぬみそめがかた持だて、おいつかち先なゝかけいと歴でおどせ〴〵せしら笑ひ、商賣の豆腐屋が、田樂料理のあんはい見よと、おうこのつく〳〵ならんたる、主もけらいも一くるめぶちおやされてせんかたあく一度よはつと逃ちつたり、みだいを始めつき〳〵迄思ひがけおき田樂やが身よひつかけての働ゝえるべの人かどうどいのと、いふ間程なく大わらゝよ成て立歸れば、こゝ〳〵こゝたゝ何人で、みだい樣のほかいほう名ゝ何といふ人ぞとせゝしげよとひかくれば、こゝ急な所で名の穿鑿いふ間もどざらぬ、義經樣のゆかりと聞て、せはするからは何ぞで有ふと思はえやませ、爰へ敵のやつ〴〵ら一度でこりぬてどみのあんばい、こはい三ばい八はいたうふさく〳〵豆腐よきざんでくれんと、追まくりぼつぱらひ又立歸つて、こゝ〳〵爰よはいられぬ早お退、跡ゝ捕者が受取た早ふ〳〵とせき立る、いやこゝ重て禮いふ爲、そもじの名を〴〵ついちよつと、こゝ此せとぎゝよねといはどい、せひいへおらかいつまんでかくヤ某は義經樣の妾部が爲よゝ現在兄、親磯の前司よ勘當受し藤彌太とヤ者、是から跡ゝ追付て道すがらヤまえよ一足も先へお出〳〵、扨ゝ靜の兄ぼよの、部所じやどざりませぬ急よ〳〵と主從三人都の方へ落しやる平次景高取てかへし、こゝ下主めやうも〳〵邪魔ひろいで三人共よ逃したあ、かゝりよ僧が首こそげ落すくゝん念せよと、一文字よ切てかゝる、こゝまつかせ心へしとおうこで丁と受とむる、ぎせい斗よ梶原が刀を其儘とうふやが、おうてもゝ動ずしゝしが、程、相手と相手が顔見合せ、前後

を見合せ両人が耳と耳とよ互の口、何やらさゝやきうあ付合できた〳〵此上仕負ふすれば、ヨリヤ藤彌太約束の通り大名じやぞ、都よゝ身がけらい番場の忠太を殘し置、いひ合せて首尾よくせよ、〳〵天晴梶原様、かうまた仕組て付込からゝ義經の首ゝ我手の内、都の首尾を氣遣ひわられなそうじや〳〵此上あから人よぐるじやとさとられあ、心へたりと又立向ひ二打三打、義經をたばかる爲の仕組の切合、とをいてだてを藤彌太よ追れてわざと逃て行、梶原平次が恐ろしき工の程こそ「天下泰平、ちやう久の弓も袋よ納ればやたけ心の武士の歌に後を、見せいで、戀よ、腰をぬかした、名よおふ靜が一かなで秘曲の琴を堀川の、ゐ所の酒宴の表座敷いつよすゞれて賑ゝへり御酒の機嫌も義經公、靜か膝よ寄添給ひ、いつ聞ても美しい器量よつるゝ琴の音色、取分けふより義經が北の方よ直すれば、琴の調子も一きは勝れ我つま琴の位の高さ、母を呼寄悦ば

せいといひ付しがさだこぬか、早よ〳〵わい〳〵と重ていそぐ召使、さき涙よする磯の前司只今是へと立出る、京よ名うての、扇の指南、妻よ離れてつともあきひつこき髪の二ッ折、色ゝあけれど香ゝ殘昔を思ひやり梅の、花の姿の、あたら物かしや老木と、ひねぬらん母様か上りあされたか、我君のお待兼と水入すの親子の取次、磯の前司參上と、手を付ば義經ハ、〳〵かたいゝ〳〵、女の三ッ指物よたとへて見る時ゝ、のべよ書たる一筆啓上かたいも斷、神代此かた承ゝらぬ女の名よ磯の前司、其かたみを取置て向後ゝ義經か姑御れう、かふ斗て合点がいくまい、おゝりやる通頼朝のとかめよつて、あつたら花の卿の君ちらされた閨の淋しさ、靜を今より北の方本妻と定めねば、鎌倉殿の疑ひはれぬと、家老共かすゝめよつてけふより靜ゝ奥様、此めでたさを云聞せ老の身の悦びよ、重ね〳〵の悦びを靜嗚せと有ければ、申母様、自が身の上ゝ冥加よ余る君

のお情、まだ此上のお情ゝお前の勘當遊した、兄磯の藤彌太様、縁といゝふかふしぎといゝふか卿の君のお袋様御參宮の下向道、梶原が見とがめてあやうき所を身よかへ、ひるいもおき大手柄、おけがもさせすお供して此館へお歸りなされ、顔見た時の悦び嬉しさ思ひがけおき對面も、兄弟の縁のふかさと聞よ驚く母の前司、何といふか、兄の藤彌太か此御前へきているとや、戻らぬやつたゝおとしひ、此度の働も底の心ゝ勘當が赦されたさ、我君もかんじ給ひ、親子の中を直せと有て刀まで下さりました、おんぢや刀迄給ゝつた、是ゝ〳〵冥加おい、ぢて其兄ゝどこよねるぞ、兄様ゝ刀の冥加武士よ歸つた身の悦び、神まふでぢてこふと今ゝお留主、追付下向おされう程よ勘當赦してぢんぜてと、靜が願へゞ義經も赦してやれと御あいさつ、恐れ有や我々數の世悴が勘當、あつと申答あれど、そこを得いゝぬ此母が磯の前司と申名ゝ、死別れし夫の本名、つれ合も古へゝ武士の數よも入し人、あの兄が悪黨よて武士を忘れしゞくち好、世間をうそで云かすめる其おとゝりが親よもかゝり、涙人さした不孝者、かたゝお子ゝ猶かあいと親のひんくゝいといもせず、七年前のぢん宏うよも念佛ゝ申さず、此のらめゝとこよおる根性を直しおゞ靜が勘當悔しかろと思ひ死がいとしさよ、あんじさつぢやるお、つれ合の死後よ此母が、磯の前司と名をよべゞ夫婦此世よぬる同前、心さへ直つたら二親一所よ赦すも同前、そふぢや嬉しうおぢやると夫で浮世の思ひをはらし、迷ゝぬ正念大往生、つれ合よ約束の詞も反古よあらぬから、女よあれ男の名磯の前司と世ようたはれ、今様指南のいとおみよ靜ゝそだてあげたれど、兄が性根ゝまだ直らぬか詫言よゝなせこいと、待よ待た母おれど立歸つて見る時ゝ、詫の仕様が氣よいらぬ、靜おぜといふて見や、我君のおゆかり人ぢ奉公申せしも、そおたや母

へつおがる綴、何かさし置先ゞが方へきて、今度の樣子ゝから〳〵と云たられれが呵らふか、待所へゝきもせいでお館へ來て手柄顔、殊よ前司がくるをしつて爰よいぬゝ出違ふたか、おんぼ父親の遺言でも、性根を見ねゞ赦されぬ、かふ念入るもそおたが大事、又あいつが無法出さゞ、兄よかしつて妹迄君のあいそもつきやうかと、あおたてあたを思ひ子の性根をしかと見る迄ゝ、お返事暫くは用捨と、女おがらも跡先思ひ道理を立てヤせしゝ、磯の前司と男名をよいるゝ器量とえられたり、母が詞尤〳〵、此義經かいゝれざるあいさつより、落ぶれたる昔の咄座もめいつて氣も浮ぬ、今云通靜ゝ本妻姑の磯の前司、重て舞も望まれまい、何と此座をわつさりと其儘一さし扇の手、所望〳〵と、有けれゞ、つがもあい此年寄、まふた迎うたふたとて何がわつさり致させふ、ぜひは所望おら裝束して、いしやうでばかす老の舞、こゝでゝお赦し下されとじた

いも聞をいや〳〵〳〵、裝束の舞ゝ奥で見る、年寄ゞとて捨られぬ伊勢物語の業平ゝ、九十九よ成ばゝとさへゝられた例も有ゞ有、ひらよ〳〵のれ詞よ靜もそゞから是母樣、ぼじたいゝ返つて慮外、さわ〳〵とせり立られ、ぜひもないうんおら舞さえよ、色もかもおい此母が扇取手もえゝだらけと、つゝと立て押開き、北さがの踊ゝ、つゞらぼうしをえやんときて踊よりが面白い、吉野はつせの花よりも、紅葉よりも、戀しき人ゝ見たい物じや、所ゝお參りやつてと下向めされとがをゞいちやが、こゝ、恥かしやお笑ひ草、此舞直しゝあれよてとはゝゑみ行ゞ義經も、打つれ奥よ入給ふ、跡よ靜ゝ兄弟思ひ母樣お出ゝえれて有よ、此兄樣おぜ遲いと氣をもみおせる後より、北の方樣靜樣、我君の召すと嫁姿見すぼらしく、立出給ふ卿の君、靜ゝはつと恐れ入、涙と共よ扇手を取、定たぼ本妻卿の君樣共有ふ身が、鎌倉の聞へを憚りえのぶ名をかりそめよ、勉す

がたの勿躰なさ、お身の爲とい云あがら賤しい部が上ゑ立、ゑのぶとふせいかうせいと、人めをつくらふ主顔も、只ならぬお身の上お腹ゑござるやゝ様を、うむ迄のゑんぼうとかんゑんして下さりませ、なふ斷ゑ及ぶ事かいの、辨慶の心つれおくゞ今い世ゑおき我命誠をいいゞ尼法師共聚をかへ、先だちやつたゑのぶの跡を弔が道なれ共、りんゑきたおい女の心夫迄い得思ひ明らめぬ、かふして殿のお傍ゑ置て下さるが、皆の衆の情忘れいせぬたへて〳〵遠慮なしゑ押こおして、ゑのぶ〳〵と頼ゞや、かく云内も人め有北の方様いざこおたへと、座をたち給へゞいだきとめ、其お心ねが猶おいとしい、上ゝ様ゑ苦いおい物と思ひしゑ、こんおさいおんも有物か、人の名も多いゑゑのぶとい誰が付て、今でい北の方様のお身をゑのぶ世をゑのぶ、いまゝ〳〵ゑい名て有いいと、かへらぬ事をおきくどく、やり戸口ゑせき拂ひ兄藤彌太が立歸れゞ、靜い色目をさとられじとゑのぶ、兄様の今お歸りと母様へおゑらせヤせ、ティといらへて立給ふを、ア、是〳〵〳〵、先まつたゑのぶ殿、母人の詫言い早ふても遲ふても、いやおふいいさぬ義經公の取持、理屈くさい母人も今度の鼻が手柄を聞て、四も五もいいず合点で有ふ、ィ、エおまへやわしが思ふ様ゑ合点おりやよけれ共、物事ゑ念入る母様、たとへ大將のお詞がかゝらふがどんな手柄をおされうが、夫ゑいのらぬ日比の氣ゑつぬらりくらりの間ゑ合者、心のなおつたをとつくりと見とゞけ、其上の事とおつゑやつた、ア、小むつかしい、心の直る直らぬい、かいでゑれるか見てゑれるか、其かたいちゑてりはてゝ今朝からの神參り、上加茂下加茂ぎをんの社、母のかたいぢやめ給へと祈る程ゑける程ゑ、日脚もかたむく腹もかたむくさいいひの二間茶屋、立寄鼻もゝとたうふや、田樂串から出世した二本指の身祝ひ酒、俄武士の尾も見せず、ほろ酔きげんで立出れば、おい

〳〵と跡うら呼かへつて見れば面目あや、指付ぬ悲しさとんと刀を忘れて置た、何もかも殿が下され此樣お侍よあつたれ共、おふ〳〵同し指物でも田樂ぐことい違ふて、刀脇指ハ指よくい、是えのふ殿此樣よ身の耻を打明て云正直男、耻のついで心の思ハく、耻かゝそふとかゝすまいとえのぶ殿のお返事次第、此屋形へきてちらりと見るより、首だけほれていまするとほうと抱付振袖のはだへ手を入えおだるれば、こりや兄樣てんこう斗勿体おいと引放せば、いやてんこうじやおい其實ほれた妹のつかふ媚よ兄の惚るが勿体おいとハ、どうしてえのぶが勿体ない、勿体おい譯聞ふ、と問詰られておむ三と驚きおがらさわらぬふせい、さとが〳〵しい詞咎め、勿体おいといふたハおゝおやの勘當願ふ身が其そせうハほつて置て、脇道の小いたづら親の冥加よつきさえやろ、勿体おいといふたが誤りでござんすか、母樣ハ奥の間で御所望の今樣一さし、お裝束も出來たやら笛もなる皷もえらべるおまへも余所から拜見して舞も濟だ其上めでたふ親子の御對面わしもえのぶも三弦の役人心、もせけばお先へと云さきらして急ぎ行、藤彌太ハ兩人が詞のはし〴〵そぶり迄、ぐつと呑込つら魂、鎌倉よりのえのび共、奥よハえらがの母の舞、聲のほそりも今樣當流、琴三弦の音も懇よ、ねまきのきぬのはだうすし、つらいぞういぞおんとせふ、扨ハ卿の君をえのぶよして、えのぶが首をけうとい〳〵、やつちやえてこい此通注進せふか、いや〳〵〳〵、まだくれきらぬよ御門の出入、どがめられてハむつかしい、ア、とふせふおふのき思ひの、淵となる、ウ、うれよ、せいてハ事を仕損ずる此藤彌太を犬共えらず、うまふまいつた判官殿、ア奥へいて勘當のいや〳〵〳〵、妹が今のそぶり、見るよ付聞よ付、胸よせまりし數〻の袖もかハかぬ、沖の石、歌のせうがよ引かへて一筆えらせの硯石、床の料紙を幸とふた押明てす

る墨より、ゆがむ心をためさんと三弦たつさへ、酔は前、空酔いつくる千鳥足、よふたとさ〳〵、土手の細道あふない合點ぞやあふおい〳〵、兄様何をかゝんすと、聲かけられて恟りしあたふた袖よ狀押かくし、そおたゝ三味の役でゝないか、爰へきてゝ間がかけうナア〳〵奥へ、イヤ大事ざんせぬ母様の舞も一番すんで我君のは機嫌、酒一ッのめも一ッ呑とひらぞいよ〳〵いられて、酒のあけくよ亂るゝかたをあみあおたへさらり、ておたへさらり、あなたよりゝこおさんのざらり〳〵、さら〳〵さつと、かゝしやんした今の文隠すゝ曲者夫見たい、いや其文とゝあの物よ、隠した譯ゝ彼しのふよ思ひ〳〵、べくひ、いよし、はけんと書たるゝ、ほだしの種か、花薄はんよせいもん、憇じや有まい欲と見た、欲とゝ妹何を見たまだ直らぬ心を見た、人よゝもらさぬ兄弟中、ナア有様よいゝぞやんせ、ナア、いへあらばいおふ我もいへ、わしよいへとゝ何の事、ナアとぼけまい〳〵、ぞのぶといふゝ卿の君、ぬれよ事寄抱付て、腹帶を慥よ見た、夫見付てとふさぞやる、鎌倉へ注進する、ナイフ扨ゝ勘當の詫言とゝ、ナア、そうじや、梶原と心を合せ、伊勢道から付込で評が兄が味方顔釋迦でもくゝすゝあんぺいよし、かふした思案ゝまたでんがく、義經の首を串ざしと、かけ出すを引止め、ヱヽ、曲もおい兄様、悪事よ組して身か立ふか、恐ろしい工の段々聞た者ゝ妹斗、外へゝ聞へぬ奥のはやし、皷や哥よまさるゝもおまへの仕合せ親の恋ひ、ナア舞の終らぬ内よ悪心をひる返し、善心よ成て下されと、兄を思ひの眞實心涙ゝ詞よ先立り、ナア兄が出世よ不吉のほへ頬ぞつてんぞみ込此大もういつかないかおひるがへさぬ、ばれ出すからは一時勝負いて注進と又かけ出す、先よ静が立ふさがり、やらぬ〳〵どこへもやらぬ、ヽ、めんどうなめらうめとずいとぬいて切かくれい、ゑたりや ぞたんの延ざほよはつもと受、殊を殺さうとゝ人でなしの猫の皮、不孝の

うゐぬり撥當りとはらふ刀を、又付込、此世のいとまきとらせんと、太刀筋血筋の遠慮もなく兄ゐ強力及物わざ、妹ゐかよゐき無刀のあしらひ、三味と白刃のつゞ音筒鳴、いらつかけ聲二上りよ、心もめいる三下り、三世の緣の糸筋もきれてふたゝびかへろふぴ、てんじゆ糸藏さん〳〵よ亂れあらそひしが、終よゐ三弦切おられ逃る靜を藤彌太が、取て引えく膝の下ひつく共働せず、此兄とひとつよなるか、いやといへゐつきころすと胸よ刀を指付る、物音奥へ聞へてや母ゐ裝束ぬぐ間もなく、はえり出てぬき打よ兄が肩先すつぱと切、うんとのつけよそりながら、死そこないの老ぼれめと親よ及向ふ極悪人、寐ながら靜か諸足かけゐ、どうどたおれて立上らんと、うごめく藤彌太おこしも立ず、どう腹ぐつとさし通す老女の手あみ早業よ手足をはつてくるしみしゐ心地よくこそ見へよけれ、母が心ゐはり弓の藤彌太がたぶさ片手よつかみ、ぐつと引上類打守り、此刀を拔ゐ命がおい息の有中いふ事有、眼もいまだくらまず此親か出立を見よ、名ほし水干男の裝束、母と思ふな父親の磯の前司、ヱヽ、儕浅ましい本心よ立歸らゞ爺が勘當悔おろと、母よ前司か名をゆずり、待よ待たかいもなく悪よ悪をつみ重ね現世後生を迷ゐす故、磯の前司がそせいして手よゐけたを愛へしかと、名ぼし裝束かおくり〳〵藤彌太よはたと打付て、是迄ゐ父の役、前司といふ名を力よて、思ひ切ゐ切たれ共、母が身よもおつて見よ、げんざい我子を手よかける母も因果儕も因果、よくけれど佛よありおれとわつとさけび入を見て、靜も共よ泣くつおれいふてかへらぬ此有樣、せめてゐさいごよ心を直し、親子兄弟むつまじい、詞をかゐしてえんでいのと取付歎く其壁の藤彌太が耳よや入たりけんむつくとおきて眼をひらき、誤つた〳〵、親を親共思ゐぬ我を、親は我子と思召父の名を母よゆずり、勘當を赦さんとのお思を

むげよするのみか、天の冥罰二親の、は手よかゝる不孝者、もと此館へ入込しゝ、梶原と心を合せ、卿の君の、貫否をたゞし義經公をとがよ取て落さん爲、二つよゝ番場忠太京都よ殘し置間、ゑめし合せて、夜討の手引大將の首とらゞ、梶原が取持よて大名よ仕てやらふと欲心よ親の慈非を忘れは手よかゝりし今此時、一生のひを改め善心よおつたれゞ最期よせめて寸志の忠義、是靜今宵鎌倉武士共が、夜討よせんとのゑたく有、必は汕斷あさるゝおと義經公へゆあぎや、云置事も是迄とつらぬく刀よ手をかけて、拔ゝ絶行息の往來生死の道ゞ定めおき、さゝゑおしたり殘念や、其根性をまあ三寸、はやふおをしておせくれおんだ、辨慶殿の娘はゝ女なれ共、父の手よかゝつて忠義の死、我も母が手よかゝつて死るよ二つゝおけれ共、根性のおをり樣がおそさよ犬猫の死だやうに此死ざまゝ何事とむおしきゑがいよ取付て老のくり言親と子のわかれゝつきぬ歎きなり靜ゝ涙の、隙よりもいふて返らぬは悔鎌倉勢よすると有ゞ歎きゝ無用是母樣、もふ何時でござんせう、今宵も夜半あのたいこゝ、時うつ數共思ゝれぬ、ほんよせゝしい鐘太皷どふやら世上も物さゝがしひ、必定夜討よ疑ひおい、此次の間よ釣て有鐘をおらせゞ、は家來衆がかけ付る、兼ての相圖めつたむゑやうよつき鐘ゝ、此母が心へしと、走行より相圖の鐘ごう〳〵とてそ「ひゞきけれ、靜小つまをかいかゝげりゝゑげよ聲を上、夜討が寄ていぞ起合給へと呼はれゞ、奥口取々女中のさはぎ、何ぼおこしましてもさゝの醉殿樣のおめがさめぬ、さめいで是がよい物かわしよ任ゑやと立かゝり、は具足箱のふた押明鎧取出しおもたげよ、さげるやら引づるやらは寐所の障子押明させ、お枕元へ投やれゞ、天性其器備はつて武勇よごときは大將、は鎧の金物のからめく音よ忽然と、はめも酒の醉もさめむつくと起鎧引さげ端近く立出給ひいかよ〳〵

との給へゞ有し次第をこまゝと内からてつとり早く、鎧直垂小手脇當金作のはかせ、弓矢甲の次第よく取てあてがふきてんの靜、天晴は身い弓取の持べき妻子とはたはむれ、さはやかゝ出立給ひ、誰々も休足せよと私宅ゝかへせゞ、とのゐの武士も有合ましよし、義經が手をゝろさゞ何万騎有共皆殺し、馬引と呼はつてゑんの上ゝつゝ立玉へゞ、靜長刀かいこんでおりゞをはあれず引そふ所へ、時も移さず夜討の大將法師武者表門を込入ゝ廣庭ゝ駒かけそへ、義經の首給はらんと土佐坊昌俊向ふたり、最早のがれぬは腹と壓々にのゝしるゝぞ、義經を討んとい之ほらしき土佐が夜討よゝ、相手ゝい不足ゝれと、此世の暇とらせんと太刀拔そゞめ廣縁より、ひらりと飛鳥の早業さそく、靜長刀かいくゝ之く、切はらひゝき廻る勢ひゝへきゑきして、寄手もたやすくそゝみ得ず之ゞしさゝへている所へ、武藏坊を始として源八兵衛いせすゝが、追

追ゝかけ來り御大將ゝひつそひしい、天帝修羅の戰ひゝ之ゆみの四州の四天王、帝釋天を之ゆゞせしも是ゝい、過じと云つゞし、寄手い憶せぬ土佐坊昌俊さいはゝふり立諸軍の下知、辨慶いらつてすゝみ出、坊主の相手い坊主がゝい、引な昌俊逃るゝ土佐と壓をかけて飛かゝれゞぎせいにもゝぬ土佐坊昌俊一足出して逃行を、いづく迄もとゝおふて行、源八殿河もぬきつれ〳〵、殘る軍勢一人も余さじ物と、切立れいさしもゝ廣き、堀川御所ちりはいもゝく逃ちつて、御所もひつうと之づまつたり、かかる所へ御門の脇より武者一人寄來り、土佐坊昌俊是ゝ有と弓矢たづさへつゝ立たり、いせの三郎とつくと見、辨慶ゝほつかけられ跡も見すゝ逃さりし、共昌俊とい出立のそくゞくかいりし鎧直垂、但鎌倉殿の御内ゝい土佐坊二人有やらん、實否を申せと詰かくるゝ、ふ之ん尤なり、先達て我名をかり寄來りし土佐坊い、梶原が郎等番場の忠太、只今向ひし某

こそ左馬頭義朝公より鎌倉殿へ二代の忠臣澁谷土佐坊昌俊ありと、直平頭巾ぬぎ捨れゝげよも疑ふ所なし、伊勢三郎ゑせ笑ひいかめしき忠臣呼ゝり、日外日の岡よて出合し時、のつひきあらぬ親の敵、討場を討ぬゝ判官殿お爲〳〵を誠と思ひ、義をゑる武士と思ひしよ僞をもつて命を助り、今此所へ寄來るゝ取所もなき表裏者、刀よこしと思へ共、義盛が親の敵、一歩だめしよためしてくれんいざこい勝負と身つくらふ、義盛が疑ひ尤千万それよころ子細有、先此一通大將のに覽よ入れてくれられよと、鎧の引合せより取出し指し出すを取次て、義經よ奉れば、いぶかしがら押開き見れば牛王よ血判せし、野心あき起證文大將猶もふしんはれず、昌俊、此起證の文言ゝ、義經よ弓引てきたゝゝ、日本大小の神祇のに罰を請んと書あがら今宵夜討よ寄たると起請とゝ相違せり、心底いかゞと仰ける、さんひ鎌倉殿、梶原父子かゆよ任せきやつを君の討手と有、もとよりとがあき義經公、梶原斗のぼしてゝに大事と思ひしゆへ某さへぎつて望しゝ討手よ事よせ罷のぼりに兄弟の中、日月のごとくせんものと、思ふ心を梶原よ見すかされ、其場のあらそひ武士の意地、義經の首取て罷歸るか、さあく〳〵昌俊かゞねを堀川の土よ埋か、二つよ一つゝたがへしと一通の神文、鎌倉よて書し故、頼朝卿ゝゆよ及ず梶原迄疑ひはらし、はだゆるさすより工を聞かれが盗平家の廻文、先へ廻つて奪ひ取り、義盛へ渡せしゝ君よ難義をかけまい爲、我ゝ澁谷金王と思ひ奉れば、何れよひいき依怙もおし、鎌倉殿へも起請文判官殿へも起請文、二通の起請を反古にせしと、夜討よ寄たる昌俊が心を見する此ゑびらと重藤と共よおげ出すを伊勢三郎追取て、見れば弓よは弦もなく矢尻をぬいたるゑびらの矢がら、げよてきたゝゝ證據ぞと、大將を始め

義盛も心をふかくかんじ入、昌俊重て、是伊勢三郎、日の岡よりの約束たがへを親の敵、土佐坊昌俊討て本望とげられよと禁押くつろげ待かくれど義盛ハ中々ゑ昌俊が忠義をかんじ、討んを氣色ハなかりける、義經ふかくかんぜん有、かく迄我ゑ忠義の土佐坊いせが討ぬも斷々、此上ハ存命て義經ゑ仕へよ、と仰も果ぬゑから〳〵と打わらひ、昌俊が主君ハ鎌倉殿、討手ゑ向ひし判官殿乃向ハざるハ義者の道、奉公せよとハ愚の儘、昌俊が此からだ堀川の土とあらずんば、鎌倉殿への書紙ハ反古、生てハ武士の名の穢れ、此ハ所の庭をかつて義盛の手ゑかゝれば、ふ忠と呼るゝ事もおく、二枚の起請も武士も立、去ながら判官殿我を我と思召、存命と有お詞ハ生〳〵世〳〵ゑ忘れまじ、心ゑかゝるハ兄弟ハ中ゆはくを此世ゑて、見奉らぬ殘念〳〵、此上おからハ中よく未來のハ父義朝公、我ゑも見せて給ハれと、目にてハ泣ぬ武士の詞がすぐゑ涙おり、大將ハ目うるゝゝせ給ひ、今の世の人心士農工商ゑ限らず、誠ゑ立て誠ゑ書書紙書言皆背くゑ、汝ハ夫ゑ引かへて僞りゑ書紙を書、賊に命を捨る事、おからん跡迄汝が恩れを殘す爲、祇園のお旅ゑ隱れおき官者の宮ゑ相殿せさせ、誓文の神ゑあがむべし、とハかんの詞末の世ゑ十月廿日の誓文拂、此昌俊を祭るとかや、こゝ、恐れ有や有かたし、人數おらぬ昌俊命一ッ捨ずんば、古今無双のハ大將のかゝる情を聞へきか、未來のほまれ此上おし、義盛、首取て父ゑ手向年來の本望をとげられよ、とすつとよつてとつかと座す義盛も此上ハ、ゑたいやゑ及ずと太刀ぬき放し後ゑ廻り、伊勢左衛門俊盛が一子同名三郎義盛、親の敵只今討昌俊殿ハ免有、弓矢おらでの八千鉾の神ゆるさせ給へとふり上れば、首ハあへおく落かたゑ重てつくる鯨波の聲、敵かと見ればさゑあらで源八兵衛駿河の次郎、鎌倉勢を追拂ひ勝どきあげて立歸り、今夜夜討の大將を討もらしてハ候へ

共、武藏が追かけ候へべ追付召つれ參るへしと、ヤ上れべは大將今夜ハ鷄望喜速の日、戰ひを急くべからず夜ハ何時ぞ明方ちかし、一番鷄の明を相圖ゑ軍を出し逃かゞむやつべらを、かたはしより切つくせ是、義經が軍慮の大事旁共旨心へよと、ゐ下知智謀ハ呉子孫子張良陳平かんゑんゑ諸葛が術をそらんじ給ひ、ゑかも劍術早業ハ雲ゑもかけり水ゑも入、龍ゑつべさや虎の卷、七書を胸ゑたゝみこむ、ゐ大將のゐ勢ひ恐れぬ者こそおかりけり

第五

明渡るのべも山路もてる空ゑ、敵の心ハ歩馬道夜共晝共辨へず、逃るを追かけぼつ詰て土佐が乘たる駿足逸物、おろしも立ず飛のつて相合馬の二人乘、居喰ハ武藏坊主の好物、尻馬ゑ打またかり馬歷神のあれたる勢ひ、むちふり上て丁〳〵人と馬とを礎の拍子、ゑつてからころさつ〳〵さ、はい〳〵沛艾打立追立辻子も小路も飛こへはねこへ室町通横切ゑ、堀川御所の門前ゑ乘といめて大音上、土佐坊昌俊生とつて參つたりと呼ハる聲ゑ義經公源八兵衛いせ駿河一樣ゑ踊出、コレ〳〵むさしそりやちがふた、とさ坊ハ義盛が親の敵、夜前手ゑかけ本意をとげた、そいつハゑせ若番場忠太、道理でめつたゑ頬を隱すと頭巾を取べ、ヲヲばんばの忠太、昌俊をだしゑつかふとさのゑせぶし、此生ぶし三人中へふるまうぞと馬上ゑぐつとさし上て、受取やつと投付れべ腰もおれぶし足立そうでめきあがらてを合せ、とさゑゑせたも梶原の皆指圖、忠太が命助てとほへぬ斗の見くるし、さ、武藏坊馬乘放し忠太がせ骨を、ゑつかとらまへ、助るハ坊主の役儲れゑ似合た戒名付、引導渡してゑさせんと三尺五寸を、ゑやゑうさへ、汝元來梶原が家來おかは、昌俊と嘘をつき、自業ゑとつくハ終ゑハそつ首をころりと落されおハんぬ、ヲヲ悲ゑきかおや今

八、今日、昌俊が名をかつて殺さるゝ傾が損、其損を名ゝ取て、正尊と付てこまさかつと云て打たちゝ首ゝ飛でぞ死でける、扨こそゝせと正真の土佐坊昌俊土佐坊正尊二人のとさが名の紛れ、義經公ゝ敵たいしゝ此正尊が事成けり、判官御悦喜まし〳〵て、家來といへ共さす敵あれば梶原を討たゝ同前、いさめや〳〵との給ふ所へ、女中の預り黒非の軍治罷出、先達て御前に仰付られし、今樣の女舞早御舞臺も成就し、役人殘らず相詰し、直ゝに覽有べうもやと申上れば、判官彌ゝきげんよく老中が今度の勤功、勞をゝはらす爲、早始めゝとゝは諚も君がゝ代長き末廣扇今樣舞臺賑ふ所こそ

花扇郡鄙枕

浮世の戀ゝ迷ひ、さて〳〵思ひをいつかはらさん、是ゝ色里のかたはらゝ住者なり、我好色に身をやつし、大夫天神あるひゝ夜發の假寢ゝも、露の情を受しより露の情の文字を直ゝ、名をゝ露情大盡とゝてはやされしゝも、今ゝはや親の勘氣ゝはださむき紙子の、去ゝのゝよるとなく蚤共わかず通ひ、ゝゝ、いまだ色道のさとりをひらかゝ、誠や在原の業平を、好色の神ゝいゝひこめし岩本の社へあゆみをはこび、諸分手管の道を辨へ、ついでなれば島原のおろせが方へ立よらんと存、只今彼里へと急ぎい、通ひなれし、道ゝ昔ゝかゝらねど、かゝる姿と口のはゝ、いひ編笠の一もんじ、西にかたむくひかげさへ、去ゆ去やかのゝべゝてりそひて、行ば程あく出口なるこんたんの宿ゝ着ゝけり〳〵、昔ゝかゝらゝ三枚肩でおすゝ〳〵たまらぬ、こゝ、浦山しのくるゝ通ひと、人め忍ぶの軒の下笠かたむくるのれんのかげ、主のおろせ内より出、是ゝ、諸ゝおら聞たゝあゝい通りや〳〵、いやくるしうもおい、おれ去や、とあたゝいと笠を覗て、こゝおまへゝ、扨てもおまへゝ露情樣か是ゝ去たり、おんと久しや〳〵命あ

れば玄や、先にうくさい、そおたも無事で重畳〳〵、扨此お姿ゝ、はて愚智な事をとゝ、いゝをとなりですいりやうしや、とかく傾城買とはいふきゝ青い中ゝ賞觀おされ粋ゝ成と追出さるゝが一時、てつきりとくるゝへ行ば、色のさめたはいゝき男とつばきばきかあするであらふ、そちゝからい顔もせずはつばすつば忘れぬ〳〵、扨ゝさやうかゝおせうしや、それゝきのどくせんばいりで出來合を上らぬか、折わるいみだいのるすと獨うつたり舞を見て、イヤ〳〵只今ゝ所望にない、心づかい無用〳〵、然らば一種拵て久しぶりのお盃、どりやお伽上ませうと押入より枕取出せば、ヨリヤ〳〵つゝらしい、色めいたゝみ枕いゝれが聞たい、されば其張枕ゝ、此里のよゝね樣方、紋日のさいろく身請の相談、付多投み或ゝ付合間夫狂ひ、可愛ゝよくい嬉し悲しの種〳〵無量の、文共をひとつゝ集てかくが仕事ゝこんたんの張枕、是をおされてまどろみ給ひてしかた行末の悟をばひらきゝへ、我等ゝ共間酒のかん仕て參らんと、ふとん引きせ入ゝける、ヱヘ、きさく者玄や、せひゝ紙花と出たい所、今ゝやう〳〵鼻紙ゝも紙子の袖を枕ゝあて、げゝや露情か見し菜花の夢ゝ五十年、我も此一睡ゝ、昔の夢を見るやとこんたんの枕ゝふしゝけり〳〵、くるゝ通ひゝ皆かどでおす、おれも通へどかどかいておす、れして勝手もまがいおき、おろせが門ゝかどかきすへ、爰じや〳〵と内ゝ入いかゝ露情ゝヤべき事の候、そもいか成者ぞ、いや私でござります、手代の彌六かこゝ何故、とゝ御吉奏ばゝ勘當のお詫かおひ、お迎ひゝ參りて候、きたか、てんと百來嬉しや〳〵、イヤまたおれが親父程有てゝつぼどゝもてる〳〵、扨思ひがけもおいどふして急ゝばゆるされた、せひをばいかではかるべし、ば身勘氣をゆるさるべき、其ずいさうとそましまそらめ、早ゝかどゝめされ候へ、ふつと心へのり移り、宿へ歸らばくる事おらぬくるゝの見納め、是よりすぐゝい

せ〳〵と籠上れば紙子の袖も古郷へ歸る錦の袂、昔の姿よたがやさん折よ幸三絃の、ねじめよつれてもてるか〳〵、いき杖の音二上りよ、のせて合せてもてるゝ〳〵、かでもてますはい〳〵〳〵、ゑいさ〳〵ゑいさつさ、榮花も夢とゝ島原の揚屋をさしてぞ「うかれ來る、今此里よ川たけの、身をば流よ、鳴原の、出口の柳ふりわけて、戀と情のふた思ひ、むすぶちぎりは、仇人へ今の、ねたみゝ、誰ゆへぞ世渡るわざのかり枕、つとめの身こそ便りなやたよりもとめて、又爰の里よ名うての大夫職、ぬき八もんじのつれ道中、けふもかゝらぬ花の宿、もんじがもとよ入來れば、たいこの喜作立出、見事〳〵、夏花樣冬菊樣二季相あらびしお姿、月花ゝ磯一對のさんごの玉、色をくらべるふたりの君ゝ、露情樣のほだしの種、いかな天女もはだしで裸で逃さんえよやつちや〳〵とほめ詞、ふたりもよつとゑがほして又わるがうな事斗と、火燈よとんと腰打かけ、庭の紅梅咲分て、紅白見めをあらそへり、又露情樣をあらそふてか、おふたりの顔がわるい、はてわるふてもどふしても夏花ゝ先の逢方、先でも万でも此冬菊ゝ心いき、いやさふゝおるまい、たれが、わしがとせりあふ中へ、おつと見へた、合ざし合投とたんのわれ喧嘩ゝ囉ひ、爰で我らが智の字をふるひ、おふたり樣のおみを是此やうよとゑんさきの、手拭かけよく〳〵り付、是でおてきの心を去る狐わお、露情樣の見へる迄奥でのまふとそゝり立、ふかいわさいゝ、うへゝらさま見へぬ底の心ゝ、ねよやゑれぬねて〳〵去れる、うたひ打つれ入よける、座敷よゝ金銀の襖を立、四方の女郎の借かりよ出入人迄も、色取風の粧ひゝ、誠や名よ聞し借錢の都機嫌上戸の、樂もかくやと思ふ斗の氣色かお、夜蜜通ふ、露情大盡、色と酒とのもんじの座敷、酔狂閣やあほう殿の、常附の間よ入よける、爰よ喜作が才覺よて、心を引見る二通のみ、手拭かけよかけ置たり、

で恐ろしの領城の心や、おれが心を見ん爲よ正じんの狐わあ、思ひ[illegible]
べくゆの油上がぶら〳〵、あんじや冬菊か、夏花より、又よくふゝない物、
ひらいて見よふ、いや〳〵こちらを見ばあちらが恨めよ、あちらを見ば
こちらが恨みん、所詮此み見ずよ歸らふ、いのやれ、我住宿へ歸ろやれ、足
中をつま立ちよこ〳〵〳〵とつま立て、思へばふたりの君が心のたけ
を書たるみ、で、儘よ、いや〳〵只恐ろしいふつつとやめよ、イヤやめまいと、
行てゝ歸りかへりてゝ足もえどろよ、行あやむ、喜作いそ〳〵旦那、伯
瀧主のお身ぶりとふも〳〵、中々わあよかゝらぬおまへゝきつのこつ
ちやう、扨此お小袖ゝかふたりの太夫樣から、皆迄いふあ是も露情を引
見る爲か、外よ心ゝ空蟬のもぬけのから衣、君がうつ[illegible]香誰よかきせん、
ぬぎゝやらべと引寄抱寄、そこを喜作がおつ取て、互よ情氣の花ぎり衣、
片袖斗打きせてきじのめんどり樣、片袖ゝ雄樣、ひよくの取あり所望〳〵、
我らゝ又下男とゑさしぼうきよ路次笠も、待ばかんろの日傘きてん聞
してさしかくれば、でゝ出かした、是でふたりが恨も有まい、太夫とおれが
ふたりまへ、左六方右小要、姿もえやんとふりゝけて、かきりえられぬ、ヲリヤ
こりさ、思ひのふちよ、いつそえづまば、此身もともよ、えづむ里ゝどこ〳〵、上
の丁下の丁、中の中のなかの丁を通りがけに、おんと太夫久しや〳〵、れ
まへもぶじで嬉しや〳〵、で鳥もおけ、鐘もおれ〳〵、ふたりねし夜ゝ
いあしとふもまだ〳〵、ヤアおいかさ、よいや露情樣の振分姿たまらぬ〳〵、
何をかくそふおまへの事でふたりのきみもえゆらのたね、唐土のげん
そう皇帝ゝ双六の勝負よて揚貴姫ぐし君の后定め、ためしを引てふた
りの君よ、手鞠つかせて、逢方定め、よからふ〳〵、おれをだこふとだくま
いとほんのふたりが肩次第せい一ぱいよつかせい〳〵、あつと障子を
押ひらけば、かねて趣向の夏花冬菊色をあらそふえんくの糸、鞠も心も

はつまして かたぐいやおふいいさぬと、悋氣妬のちぎりがけ手玉もゆ
ちよつきそむる、旦那い蛾弓我らが三味も、ぶ調はうげたたゝき次第出
ぎだいの、ねじめよ合す手まり歌、どん〳〵〳〵とんと諸國の、戀のわけ
里かぞへかぞへぞや、武士も道具をふせわみ笠で、はりといきぢの吉原、
花の都い哥でやいらぐ蝶鳴原よ、勸する身い誰と伏見のすみ染、ぼんの
ふぼだいのぎゆもく町より、難波四筋へ通ひ木辻よかふろ立から、むろ
の早咲それがほんよ、色じや一イ二ア三イ四ア、夜露雪の日ぎもの關路も、ども
よ此身をなじみかさねて、中い丸山たゝ丸かれとひきうたふ、おつと手
まりい喜作が預り、千ねんついても取はづさぬいおまへ方のたしなみ、
おふたりの悋氣あらそひ拙者がとんとあつかふて、互ちがひのさゝめ
言かいゆがつたりがられたり、それい露情か望所盤文ぞおぞやかいら
ぬ、ハテぬし樣さへかいらずば夏花樣冬菊樣、ふたりして大切よいとしが

らふとよりそへば、めでたいゝ〳〵是では中むつまじし、ぢ祝義よ一踊旦
那諸共おお立と、喜作が文作高々と皷たいこ三弦の、なりよやみよやな、
袖ふる姿、ふりもよき四季の榮花の一踊、是をきて見よかしのへ、先揚や
の座敷よい、西の、三十疊よいこがねのとさん盃に、大丈夫神居おがれて、
園よい不老の櫻をさかせ、春の榮花ぞおもしろや、東の座敷い三十疊よ
ふねぎの屏風ひきおらべ、ぎろいはだへをあらいして、むつ言なんぞも
開人たり、筒よい五色の、菊をいけ、秋の景氣よ色そへて、くるいよ花を不
さかしける榮曜よも榮花よも賀此上や有べきかと君と、手よ手を取か
いし障子ひらけばこいいかよ、戯かと見れば、月又さやけく、春の花さけ
ば紅葉も色こく夏かと思へば雪もふりて、四季折々の榮花も夢なれば、
今迄さいきし女郎たいこのこへと聞しはまと打風、揚屋の座敷も皆き
へ〳〵と失はてゝ、有つるおろせがかりの宿、こんたんの枕の上よ眠の、

夢いさめにけり、露情い夢さめて、あむ三寶扨い夢よて有けるか、能々思へば手管諸譯の道辨へる此枕、是も偏よ岩本の神のめぐみ實、面白やこんたんの、〳〵、色の世ぞと悟ゑて、望をかなへ歸りけり、義經悅喜限りあくは代を祝そる都がまひ、面白し〳〵、是もひとへよ京鎌倉、和睦をすべきぞいさうと、悅び御座を立給へば、伺公の諸士もとぶきて靜は前のみだいあり、三國一の名將よ隨ひあびく武士も、勇有智有仁義有三々九郎判官の、は威勢は果報夜よまし日よまし年よます、げようぐきあき源氏のは代五こく成就民安全、百ゑく万歳末かけて治る、國こそめでたけれ

御所櫻堀川夜討　終

明治廿五年十一月十三日印刷　仝年仝月十七日出版

飜刻■
發行者　東京日本橋區通四丁目四番地　内藤加我

印刷者　東京日本橋區新和泉町一番地　瀧川三代太郎

發兌　東京日本橋區通四丁目四番地　金櫻堂

名作三十六佳撰

出版既成目次

近松やなぎ●仝湖水軒●千葉軒
●繪本太功記　全一冊

山田案山子
●生寫朝顔日記　全一冊

竹田出雲●三好松洛●並木千柳
●假名手本忠臣藏　全一冊

松貫四●高橋武兵衛●吉田角丸
●伽羅先代萩　全一冊

近松半二●三好松洛●竹田因幡●竹田小出雲
●武田信玄　長尾謙信
本朝廿四孝　全一冊

竹田出雲●三好松洛●並木千柳●竹田小出雲
●菅原傳授手習鑑　全一冊

近松半二●松田ばく●榮善平●三好松洛
●十三鐘　絹懸柳
妹脊山婦女庭訓　全一冊

三好松洛●淺田可啓●竹田小出雲
●逆櫓松　矢箙梅
平のな盛衰記　全一冊

竹田和泉●北窓後一●近松半二●竹本三郎兵衛
●奥州安達原　全一冊

並木宗輔●淺田一鳥●豐竹甚六●浪岡鯨兒
●一の谷嫩軍記　全一冊

不詳
●壇浦兜軍記　全一冊

若竹笛身●中村魚眼
●蝶花形名歌島臺　全一冊

梅野下風●近松保蔵
●彦山權現誓助劔　全一冊

名作三十六佳撰

出版既成目次

近松半二●近松加作
●伊賀越道中雙六 全一冊

近松半二●三好松洛●八民平七
●竹本三郎兵衛
●三日太平記 全一冊

竹本三郎兵衛●三好松洛
●近松半二●竹田小出雲
●太平記忠臣講釋 全一冊

●五代史●筒井半二●筒井半孝
●花上野譽石碑 全一冊

西澤一風●並木宗助
●北條時頼記 全一冊

近松門左衛門
●國姓爺合戰 全一冊

平賀源內
●神靈矢口渡 全一冊

竹田出雲●三好松洛●近松半二
●吉田冠子
●小野道風青柳硯 全一冊

司馬芝叟
●箱根靈驗壁仇討 全一冊

竹田小出雲
●太平記菊水の卷 全一冊

浪岡橘平●淺田一鳥●安田蛙桂
●玉藻前曦袂 全一冊

豐竹越前少掾
●義經腰越狀 全一冊

竹田出雲●三好松洛●並木千柳
●義經千本櫻 全一冊

不詳
●鎌倉三代記 全

特 12
159

御所桜堀川夜討

088235-000-2

特12-159

御所桜堀川夜討

文耕堂
三好　松洛／著

M25
DBI-0058